

固定資産評価の連携・共同化について考える ～家屋評価を中心として～

コーディネーター兼パネリスト
パネリスト

米田 耕一郎
柴由花
岡部 晴朗
松本 博吉
相馬 隆英
廣瀬 広志

元総務省自治税務局長
常葉大学法学部教授
京都地方税機構事務局業務課参事
茨城県水戸市税務事務所資産税課主幹
大分県竹田市税務課長
総務省自治税務局固定資産税課固定資産鑑定官



左よりコーディネーター兼パネリスト 米田氏、パネリスト 柴氏、岡部氏、松本氏、相馬氏、廣瀬氏

はじめに

【米田】 ご紹介いただきました米田です。長らく地方税の仕事、特に固定資産税の仕事を務めさせていただきましたので、本日のコーディネートさせていただきます。

まず最初に、パネリストの皆様をご紹介します。

こちらのほうから、常葉大学法学部教授の柴由花さんです。京都地方税機構事務局業務課参事の岡部晴朗さんです。茨城県水戸市税務事務所資産税課主幹の松本博吉さんです。大分県竹田市税務課長の相馬隆英さんです。総務省自治税務局固定資産税課固定資産鑑定官の廣瀬広志さんです。

どうぞよろしく願いいたします。

皆様、ご承知のとおり、固定資産税は多くの国で地方税として課税されてきております。どの国でも苦勞しておりますのが、資産の価値を金銭で表示をする、いわゆる評価のところであります。誰が、どのように評価するか、この税の一番肝心なところだと思います。日本では課税主体の市

町村が評価する体制をとってきておりますけれども、特に家屋の評価の分野については、現在さまざまな課題があらわになってきているようです。

今日は、市町村の固定資産評価体制の現状と課題を把握した上で、これからどうするべきか。特に、評価の連携・共同化の必要性や課題等について議論を深めたいと思っています。

第1部 市町村評価体制の現状と課題等について

それでは、早速始めます。ディスカッションの進行につきましては、まず前半を第1部として「市町村評価体制の現状と課題等について」ご説明、ご議論をいただきます。後半を第2部として「評価体制の連携・共同化について」深く考えるということで、進めてまいります。それでは第1部、始めさせていただきます。最初に、固定資産評価事務を実際に担当しておられる現場から、このテーマに関するご報告をお願いしたいと思います。なお、この話を具体的にするための一助として、資料を準備していただいております。

資料の最終ページに家屋評価・課税の概要フロー図(参考資料1(P.87))を準備しておりますので、どの部分の仕事を議論しているのかということのご参考にしていただければと思います。

第1部 テーマ1 市町村の評価体制の現状と課題及び 課題への対応策について

それでは、竹田市の相馬課長さんからお願いいたします。

(1) 竹田市の現状と課題及び対応策

【相馬】 大分県竹田市の相馬でございます。どうぞよろしくお願いたします。初めに、竹田市の概要をご説明いたします。資料1(P.52)をご覧いただきたいと思ます。竹田市は、熊本県と宮崎県に接した大分県の南西部に位置しております。平成17年に1市3町で合併しまして、さらに一部事務組合もございましたが、合併して新竹田市として発足したわけでございます。位置的には、北に阿蘇くじゅう国立公園の久住山系、そして、南にユネスコエコパークに認定されました祖母山系に囲まれた、総面積477.53km²の中に非常に広大な、豊かな自然と、長湯温泉という温泉に代表されるような温泉地や、岡城址という歴史的な資産を有しております。人口は約2万2,000人と少ないのですが、非常に風光明媚な地方都市でございます。

次に、竹田市の固定資産税についてご説明したいと思います。資料2(P.52)でございます。平成30年度の概要調書の数字を記載しております。土地の納税義務者総数が2万3,685人、評価総筆数が22万3,898筆です。家屋は、納税義務者数が1万1,751人、課税棟数が2万8,338棟となっております。

次に、資料3(P.53)をご覧いただきたいと思ます。平成29年度の決算というのは既に出ております。歳入決算の状況でございます。歳入決算額が約242億円、そのうち市税収入は約20億円でございます。大分県の都市の中で多分一番少ないのではないかと思っておりますが、市税の歳入全体に占める割合は、8.3%で自主財源が非常に乏しい、という自治体でございます。

市税の内訳でございますが市民税が約8億円で、全体の40%程度。それから、固定資産税と都市計画税を合わせて9億5,000万円ぐらいということで、この比率が48%ぐらいになっております。

次に、竹田市税務課の体制ということでございますが、資料4(P.53)にございます。資産係が6名という体制でございます。ほかに、管理係3名、課税係7名、それから、徴収の関係、徴収係というのではなくて、特別収納推進室という名前で業務を行っております。市税業務全体を税務課で担っているという状況です。資産係で固定資産税の評価、賦課も行っております。家屋担当は2名で担当、そのうち1名は償却資産も兼務しております。土地評価は2名で担当しております。評価証明書や公図の発行、相続人調査等はこれに1名がついております。係長は庶務的な業務と、それから係の総括的な業務、役割を担っております。土地・家屋の担当者は、概ね3年から5年のサイクルで異動していくという状況が多く見られます。

資料5(P.54)をご覧いただきたいと思ます。新增築棟数ということで、平成17年の合併以後の分をここに記載しております。平成17年当時は、木造・非木造合わせて150棟ほどございましたけれども、非常に高齢化が進んでおりますし、人口の減少も著しいということもあるでしょう、年々この棟数が減少傾向にございます。平成30年度の概要調書では72棟まで減少したということでございます。

木造家屋の評価は、住宅用や倉庫が主体で、経験5年目の職員が中心となって計画的に評価

が進んでおります。非木造家屋の評価は、非住宅200㎡以上の物件というのは、県税事務所さんをお願いするということで業務を分担しているところがございます。平成29年中につきましては、非木造20棟しかなかったのですが、その中で3棟ほどは県税事務所さんをお願いしたという実績がございます。

この家屋評価をめぐる課題として、家屋評価の煩瑣性や複雑さというところがあって、再建築費評点数の算出時の資材判定や補正項目の適用に手間がかかるということが挙げられます。このことを参考資料1、一番最後のページ、家屋評価課税の概要フロー図(P.87)でご説明します。まず、I、事前準備・家屋調査として、家屋の外部、内部を調査し、使用資材、設備を現認することが必要になります。

次に、図2のⅢ、評点数になります。このうち、再建築費評点数の算出が、よく難しい、煩雑だと言われている部分でございます。家屋調査によって現認した当該家屋に使用されている資材、設備等を、各部分ごとに評点基準表の中から該当する評点項目と評点数を選択し、続いて、その評点数について、今度はその施工量、施工程度の差等の補正を適用し、当該各部分の単位当たりの評点数を求め、これに床面積を乗じて、当該部分別の評点数を算出いたします。

そして、各部分別の評点数を合計して、当該家屋の再建築費評点数を求めることとなります。家屋評価担当者は建築の専門家でもなく、聞きなれない建築の専門用語があることから、非常に習熟がしにくいということが言えます。このような点が家屋評価の難しさになっているのではないかと考えております。このような家屋評価の現状、課題におきまして、本市は人員不足に直面しているという認識はないのですが、適正な評価や課税、評価技能の維持向上、そして、後任へのノウハウの継承に向けた対策が必要と考えております。

地方税法の知識や評価技能向上のための研修

会にできるだけ参加して、個々の職員の能力を高めていくことが必要だと認識をしております。近年、木造・非木造別の研修会が以前よりも充実しているのではないかなと思っております。資産評価システム研究センターさんの研修、大分県主催の木造・非木造の研修、それから、市町村アカデミーの研修等に参加を指導しているところがございます。

実務上、現在、家屋の評価調書の作図や計算について、家屋評価システムというものを導入しております。以前にも増して正確性が向上し、効率的な事務処理になっているのではないかなと思っております。現状の2名体制で木造家屋の評価は可能ではないかと考えております。非木造家屋の評価で困難な事例に遭遇した場合、大分県税事務所さんに協力を要請するか、もしくは民間の業者さんに評価の補助をお願いすることも視野に入れながら、業務に励んでいきたいと思っております。

【米田】 相馬さん、ありがとうございました。

続いて、水戸市の松本さん、よろしく申し上げます。

(2) 水戸市の現状と課題及び対応策

【松本】 水戸市の松本でございます。よろしく申し上げます。まず、水戸市の概要ということで、資料8(P.55)をご覧いただきたいと思っております。水戸市の人口ですが約27万人、面積は217.32



km²、茨城県のほぼ中央部に位置しており、平坦な地勢になっています。市町村の合併の状況ですが、水戸市は平成4年3月に隣接の常澄村、平成17年内原町を合併いたしました。

続きまして、固定資産税の状況についてです。収入の状況につきましては、平成30年度予算ですが、市税収入は419億6,544万円になります。一般会計歳入1,300億円の約32%を占めております。固定資産税につきましては、159億7,293万、

市税収入の38%、都市計画税については16億で、固定資産税、都市計画税、合わせて176億973万円、市税収入の42%ということになっております。

次に、固定資産税の概要ですが、平成30年度の概要調書では、家屋の納税義務者数は、約7万8,700人、免税点未満は約4,300人、家屋の棟数は、木造が8万3,357棟、木造以外は2万6,420棟。単位当たりの価格は、木造が2万4,683円、木造以外については4万4,886円という状況です。

続いて、土地の納税義務者数は、免税点以上は、約7万3,000人、免税点未満は約9,900人。評価筆数は免税点以上が約30万1,000筆、免税点未満は約1万5,000筆。宅地の単位当たりの平均価格は、2万896円。最高価格は、水戸駅前の18万7,097円。水戸市は県庁所在地ではありますが、最近、大型店舗が撤退するなど、いまだに地価の下落は続いている状況でございます。

それでは、次のページをご覧ください。資料9（P.56）になります。私も資産税課の組織の体制でございます。まず、資産税係5名、家屋係10名、土地係9名、償却資産係4名という配置になっており、合計32名の体制でございます。なお、資産税係は証明事務と、所有者、納税義務者の管理、相続人等の調査、そして各種申請、申告書の受領、及び課内の庶務を行っています。

続きまして、下段の資料10（P.56）になります。家屋についての新增築の状況と、職員の経験年数の推移について申し上げます。まず、平成3年度から平成10年度までにつきましては、新增築の棟数は年間約2,200棟前後で推移しておりましたが、その後徐々に減少いたしまして、平成15年以降は1,500棟前後の状況になっております。また、本県も東日本大震災の被災地であったために、震災後につきましてはやや増えました。

さらに、市街化調整区域のいわゆるエリア指定区域の開発が進んでおり、最近では1,700棟前後で推移しております。それでも、約20年前よりは二、三割ほど減少しているという状況になっております。

家屋の評価職員数をご覧ください。

平成10年までは14名の体制でしたが、現在は10名の体制となっております。職員数が減少したことで、以前は経験年数の長い職員もいましたので、平均年数が5年以上、6年を超えていましたけれど現在は、他の市町村と同じように、平均経験年数が3年未満の状態が5年程度続いています。

従いまして、困難な事例では、課長補佐が七、八年経験しているので、調整をしているという状況になっております。

職員に対する通常の研修は、3年以上の職員が主に研修を兼ねて一緒に実地調査も行っています。土地についても、家屋についても、経験年数の長い職員が課長補佐をやっているために、今のところ何とかしているという状況になっていると思います。

ただ、早く独り立ちさせなければいけないので、詳しい評価事務の要領であったり、マニュアルを整備する必要性を感じております。

次に、県税事務所との評価分担は、昭和57年から非木造200㎡以上から始まり、現在は非木造500㎡以上、市は500㎡以上、町村につきましては300㎡以上になっております。一部の町につきましても、500㎡で対応をしているという状況があります。県税事務所管内は、3市3町ですが、年間概ね80棟から100棟の新築の調査棟数です。そのうち水戸市分が約40棟から50棟、県税事務所調査の約半数を占めています。

県税事務所の調査職員は、3名で行っております。マンション、大きな店舗、倉庫等がありますが、これらは、経験がないので、水戸市の職員として評価ができないという状況になっております。今後も、県税さんの協力を得ながら分担評価は続けて欲しいと考えております。

【米田】 ありがとうございます。

次に、固定資産評価の広域化に向けた事業展開も進めている広域連合として、京都地方税機構の岡部参事さんに、機構の設立趣旨なども含めてご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(3) 京都地方税機構の状況や対応など

【岡部】 京都地方税機構業務課の岡部でございます。



どうぞよろしくお願ひします。資料については、資料12 (P.57) からでございます。京都地方税機構は、京都府と京都市以外の府内の25市町

村の税業務を共同で行う組織として、平成21年8月に設立されました広域連合でございます。区域は京都府全域で、面積約4,612km²、人口は259万人でございます。

このうち、京都市以外の市町村が構成団体ということですので、固定資産税に係る人口規模については約112万人ということになっております。税額といたしましては、市町村税全体で、調定額ベースですけれども、現年度課税額が1,508億2,000万円、固定資産税額は689億8,000万円となっております。

次に資料13 (P.58) ですが、組織の体制につきましては、本部事務局と、それから10カ所の地方事務所等を設置いたしまして、職員については構成団体からの派遣職員227名で事務を執り行っております。

次に、共同化の検討につきまして説明をさせていただきます(資料14 (P.58))。共同化の検討につきましては、三位一体改革による税源移譲が契機になりまして、さらに行政組織の一層の効率的運営、公平公正な評価、課税、それから窓口の一本化など、簡素でわかりやすい税業務体系の構築が求められていたこと、また、行政組織内部からもサービスの維持向上、それから組織のスリム化、専門的職員の育成業務の水準の底上げということが必要とされていることから始まったものであります。

そこで、府と市町村が一体で適正な課税と確実な徴収を進め、公平公正で効率的な、納税者に信頼される税業務を確立することを目的に設立されました。この目的の遂行に当たっては、共同化による税業務の標準化を進めて、公平な

課税と効率的な徴収業務を確立し、自主財源である税収の確保と納税者から簡素でわかりやすい税の組織、業務体系を確立するとともに、専門性の高い税務執行体制の構築を図ることとして、徴収業務、法人関係税、自動車関係税の課税事務等について、共同で実施をしております。

次に、構成団体の家屋評価の現状(資料15 (P.59))を見ますと、特に小規模自治体におきましては3年に1度の評価基準の改正に対応して、正確な家屋評価を行っていくことが現実に難しくなっているという事象が散見されております。これは、家屋評価基準が高い専門性を求めているということが第一の原因と考えておりますけれども、家屋評価については専門性の向上やノウハウの蓄積を図るための体制が必要となります。京都府内の各団体の状況を見ますと、ベテラン職員の退職や人事異動サイクルの短縮によりまして、市でありまして、必要とする職員数、あるいは経験年数の確保が困難になってきております。そのことによりまして、専門的知見や経験を有する職員が不足してきていると感じております。

そこで、専門的な知見を外部に委託ということを考えたいと思った場合でも、評価基準の特殊性からノウハウを有している業者が少ないということや、そもそも公権力の行使との兼ね合いで家屋への立ち入りができないということから、委託できる業務が限られてくるといった状況もあります。

また、ごく小規模な自治体ですと、固定資産税の担当者を複数置くことが難しくなってきましたので、規模が小さくなればなるほど、さまざまな業務を一人で担当することとなり、家屋評価に当たる時間やスキルを高めるための時間がどんどん縮小するということになります。

家屋自体が年間数棟しか建築されていないというような自治体もありますし、現在、何とか業務ができている団体でも、いずれ経験のない職員が担当せざるを得ないという状況も出てくると思います。それにより、評価誤り、課税誤りのリスクが増大していく方向にあると考えております。

さらに、社会全体が広域化してきており、複数自治体にまたがって家屋を有する納税者の場合など、団体間の評価の差異について説明を求められたときに、小規模自治体に限らず専門的な内容を説明できないような状況もあるというふうにも聞いております。この問題を解決し、家屋評価の公正性を担保するためには、誰にでも簡単に評価できるよう、家屋評価基準をより簡便なものにしていくことが必要と考えますけれども、基準の抜本的改正には相当の期間が必要と思われるます。

そこで、当機構では、評価に習熟した職員がいない場合でも、一定のレベルで家屋評価が可能となるよう、京都府内で統一した家屋評価要領の作成を行っていくということで、今回、業務を発注いたしました。これは、機構の目的であります共同で家屋評価を行うために必要となる統一の評価要領を作成するという点でもあります。

次、資料16(P.59)でございます。家屋評価の共同化につきましては、不動産取得税と固定資産税の新增築家屋の評価事務の共同実施に向けて、本年度、家屋評価事務調査分析業務を発注しております。この業務につきましては、構成団体の家屋評価事務の現状を分析することで、家屋評価事務の共同化に資することを目的に実施するもので、業務の内容といたしましては、1つ目は、構成団体の評価の特徴を把握し、共同化に最もふさわしい基準となる家屋評価事務取扱要領を作成すること。2つ目に、共同化による経費の節減効果をさらに高めるよう、個々の団体では構築が難しい比準評価手法を構築し、評価事務の簡素化、合理化を目指すということ。3つ目に、これらの2つの成果を用いることで納税者が理解しやすい評価とし、評価根拠を明確にするという目的を持ちまして、今年度、業務を発注しているところでございます。

【米田】 ありがとうございました。

ただいま、竹田市、水戸市からは、現場からの現状と課題について実感のこもったご報告を

いただきましたし、京都地方税機構からは、それを踏まえて、さらに1つの解決手法としての共同化への歩み、ご報告をいただきました。市町村、もちろん置かれた状況は様々でございますが、全国的にはどのような形になっておりますでしょうか。

総務省の廣瀬鑑定官からご紹介をお願いしたいと思っております。

(4) 家屋評価に関する全国的な現状と課題

【廣瀬】 総務省の廣瀬でございます。よろしく



お願いいたします。固定資産税における家屋の評価につきましては、ご案内のとおり再建築価格方式を採用しておりますところから、評価を行う者

が建築構法や建築資材に関する一定の知識を持った上で、個別家屋の構成資材や施工量等についても把握をし、積算する必要があるわけです。

加えまして、在来分家屋の評価の内容について問われた場合に適切に対応するためには、過去の評価内容、運用方法などについての知識も必要となりますから、知識の習得には一定程度の期間、経験年数を要することは必然だと言えます。その一方で、地方公共団体の人事異動サイクルが以前に比べて短くなってきておりまして、以前のようにこの道何十年というようなベテラン職員、家屋評価に精通した職員の割合が減少しているものと感じております。

今回、幾つかの団体に取材してみましたが、新人職員を育成するといったしましても、家屋評価を一通り理解してもらうのに半年、1年後には何とか独り立ちしてもらうという状況だと伺っております。人事異動サイクルが短くなるということは、そうして、ようやく独り立ちできた職員がベテラン職員になる前に異動してしまうということが繰り返されているということとなるわけです。

また、大半の地方公共団体におきましては、

新人職員の育成に当たって、通常、専任の職員がいるというわけではございませんので、先輩職員が日常の業務の時間を割いて対応しなければならないことから、その分、日常の業務にもしわ寄せがあるということは否定できません。もっとも、こうした新人職員の育成の方法、今に始まったわけではございませんが、昨今の職員数の減少に伴い、相対的に負担が増しているということは否定できないと思っております。

ここで資料21 (P.62) をご覧いただきたいと思えます。固定資産評価補助員の人数の推移を見てみますと、本日のテーマでもあります家屋評価担当職員をはじめといたしまして、総数におきましても減少傾向が見てとれるところでございます。こうした人事サイクルの短期化、職員数の減少という観点に特化して対応策を考えてみますと、まず家屋評価の仕組み自体の簡素化をより進めるということが1つの方策だと思えます。また、研修体制等の見直しというのも1つの方策だと考えます。

家屋評価の簡素化、合理化につきましては、全国市長会からも「家屋評価方法の簡素化、合理化を図ること」という意見を頂戴してございます。この家屋評価の簡素化、合理化につきましては、総務省といたしまして、これまでも取り組んでまいったところではございますが、一方で、評価の簡素化につきましては、適正な資産価値の評定上、精緻さと簡素さはトレードオフの関係となるため、この手法での効率化にはおのずと限界があるのも事実です。従いまして、このあたりは、引き続き地方公共団体の皆様のご意見を伺いながら取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、研修体制につきましては、各地方団体が単独で全てを行うという形態のほか、広域的な形態として、複数の団体で、あるいは都道府県単位で、さらには資産評価システム研究センター主催の研修会等と、これまでも様々な取り組みがなされてきておりますが、各地方団体に

おける研修全てを、より広域的な形での研修に委ねることは限界があるように思います。しかしながら、現在、各地方団体で作成している家屋評価のマニュアルについて、この共通化を図っていけば、広域的な形での研修の場における研修の割合を高めることが容易になるものと考えております。

【米田】 ありがとうございます。

それでは、最後に、静岡をはじめ地方団体において、固定資産税関係事務に具体的にかかわられ、また、大学では法制度関係を専門となさっておられます、常葉大学の柴先生に、これまでの議論を聞いたご感想なり、お伺いしたいと思います。

(5) 地方都市における現状と課題

【柴】 常葉大学の柴と申します。よろしくお願



いいたします。お手元の資料40 (P.71) に、幾つか項目をまとめさせていただきました。地方都市においては、固定資産税

を取り巻く現状は非常に厳しいものがあるということで、政令指定都市である静岡市においても、やはりそれは例外ではないということでございます。まず、固定資産税の税収は横ばいで、なかなか増えるという状態にはないということです。

そしてまた、税収を減らす要因の1つとなっているのが、生産緑地制度の改正ということでございます。それから、工場用に広い土地が確保できないということです。結局新しい工業用地を求めて企業が東北地方等へ移転してしまうということも散見されるわけでございます。

先ほど来の報告にもありましたように、人口減少に伴い、新築家屋、商業施設等の減少が固定資産税の減収という要因になっております。詳しい資料は、資料41 (P.72)、42 (P.72) あたりをご覧いただきたいと思えます。

静岡市は非常に市域が広くて、北のほうは南

アルプスまでございます。資料43 (P.73) にまとめさせていただいておりますけれども、市街地と中山間地の人口密度がかなり違うということです。固定資産税の税収割合の高い地域というのは市域全体の1割にも満たないという厳しい現状でございます。

資料54 (P.78) あたりを見ていただきたいのですが、やはり皆さん、述べられましたように兼務職員が増えている、経験年数が短いことによります技能の低下ということですね。それから、市域が広いものですから、実地調査に1日かかるということもありましょうし、非常に非効率な問題があるということです。

そこで今後はAIやICTの活用というところが考えられるわけです。少しだけご紹介ですが、資料55 (P.79) は国交省の最新のお話でございます。直接、固定資産税の評価に結びつくものではないのですが、不動産の情報がオープンデータ化されておりまして、納税者にとっては非常に情報を手に入れやすい状態になっているということでございます。

特に資料56 (P.79) にございますように、公示価格の鑑定評価のプロセスに至る還元利回り等の非常に細かいデータも、今後開示していくということで、こういう情報が手に入ると、納税者にとって評価の透明性が高まる反面、固定資産税の評価額に対する不服も増えるのではないかと考えております。

【米田】 ありがとうございます。これまで自治体の評価体制の現状及び課題と、対応策について、パネリストの皆様方から発表をいただきました。共通した認識といたしましては、特に家屋の評価が難しい一方で、精通者が職員に不足している、減少してきているということ。そういうような課題が大きくなっているという認識であり、そのために研修を充実したりといった対策はとっておりますけれども、根本的には、やはり評価の簡素化、もう少し何とかやりやすくなるのかということをお求めているといったことが明らか

かになっているのではないかと思います。

ただ、廣瀬鑑定官からのお話にもありましたように、簡素化という課題には、実は大きな壁もある。一方で、評価の精緻化ということをお求めするような声に対して、どのように対応するか。柴先生のほうからは、そういうことに対して、情報のさらなる活用といった方向も考えるべきではないかといったご指摘もございました。

第1部 テーマ2 現行市町村単独評価体制の 持続可能性について

【米田】 それでは、ここから次でございますけれども、今申し上げましたような現状と課題の中にあつて、果たして現行の固定資産税の評価体制、すなわち市町村がそれぞれ単独で評価をする体制が、今後もそういう体制でやっていけるのかどうか。次の段階を考えていく必要があるのではないか、この点について議論を深めたいと思います。

まず、現場の実感として、相馬課長さん、いかがでしょうか。

【相馬】 竹田市の相馬でございます。評価体制の持続の可能性ということです。資料の6 (P.54) をご覧いただきたいと思います。資料6には、人口と職員数について記載しているところでございます。当市の人口は、合併時が約2万8,000人程度だったのですが、本年度は約2万2,000人ということで、20%減少している状況でございます。

国立社会保障・人口問題研究所は、2025年には1万8,358人に減少すると推計しています。資料7 (P.55) に、合併前と現在の職員数の比較をしていますが、職員全体で約35%、税務職員で45%減少しています。それから、固定資産税の担当が、旧町の場合、兼務が多かったのですが、11名を6名に、そして家屋担当は5名から2名へということで、組織のス

リム化が進んでいるということでございます。

今後も、人口減少に伴って、職員の定員管理計画というのがございますから、それに沿って実行していくということになります。そうすると、2025年までに当市ではさらに職員を50名減らすという計画がございます。課の体制も縮小されるでしょうし、減員もされるということが予想されます。

現行の家屋担当2名体制と、先ほど申し上げましたが、これが、最小の単位と捉えております。できる限り持続をしていきたいと考えております。人口は減っても、固定資産税の場合、土地評価、あるいはデータ入力のボリュームというのはそんなに変わらないのではないかなと思っておりますし、地籍調査もかなり進んでおります。地籍調査をすると、現況調査が必ず必要になったりもします。その関係で業務も増加するのではないかなという危惧もしております。土地担当者も、そういう状況ですから簡単に減らせないと考えています。

それから、もし人員不足になった場合、どうするのかという疑問もあるのですがその場合、経験のある職員、OBを活用したらどうかという方法も、ほかの市町村ではされているところもあると思います。当市においては、これまで議論されたというのが、徴収関係でOBを活用したらどうかという声はありましたが、家屋評価に関しては、現在のところ検討された経緯がございません。職員定数減となっても、兼務体制などで家屋担当2名体制は維持していきたいと考えておりますし、当然不足する部分がございますから、民間業者さんへの評価の補助も検討しながら、単独評価を継続するしかないなというふうにも思っております。

ほかに、家屋評価をめぐる課題としては、家屋の全棟調査というのが皆さんのところは進んでいるのではないかと思うのですが、当市ではまだ実施ができておりませんので、課の体制が縮小され

るまでには実施をしていきたいと考えております。

【米田】 なかなか苦しい現状をご報告いただいたと思います。

続いて、水戸市の松本主幹、いかがでしょうか。

【松本】 市町村の単独評価体制の持続可能性ということを考えてみます。まず、市町村の業務委託等の充実をしなければいけないと考えています。水戸市は、航空写真、地番家屋現況図、土地と家屋の評価のシステム、そして、情報システムの基幹システムの構築という整備を行ってまいりました。しかし、多額の費用を要することで、負担についての有利な方法については検討を求められているところでございます。

そこで、事務の共同化、委託業務の共同化ということが考えられます。共同で導入するということ考えた時には、それぞれの市町村等の業務仕様の統一や、事務量や、当然共同で行うことは、それぞれの市町村が有利な条件にならなければいけないので、今後、この事務共同化の問題については、私どもも調査検討をしていきたいと考えております。

それから、先ほど平均経験年数について申し上げましたが、以前であれば、一人前になるのに3年は必要だと言われていましたけれど、3年も待ってられない状況でございます。今は、家屋図形評価システム、基幹システムが整備されているので、1人当たり年間150棟から160棟の状況であれば、ある程度対応できると考えています。最近ハウスメーカーの建物が多いので、木造であれば、50棟位経験すれば何とかかなとの感じは受けています。

また、周辺市町村におきましては、土地、家屋で分けるのではなく、土地・家屋両方を一緒に経験する市町村が増えてきております。両方を経験することによって、少ない人員の中で、もし異動があった場合に、補完する体制をとっているのを聞いております。これも組織の中での共同化ということになるのかもしれない。

特に、住民税も担当すると思いますので、それぞれの市町村は組織の中でどのようにするのか考えているような状況ではないかと思います。

ただ、そのための指導等が必要と考えていますので、区市町村課さんや、家屋の評価を実際に行っている県税さんの協力をいただき、また、悩みを相談できる相手が欲しいと考えています。

適正な評価、課税のためには、これまで経験してきた知識とか事例について、整備をし、評価要領、マニュアル、研修など充実させること、そして最も大事なのが我々職員の資質の向上が一番必要なのかなと考えております。

【米田】 地道なご努力を交えてご報告をいただきました。ありがとうございます。

次に、京都地方税機構の岡部さん、お願いいたします。

【岡部】 京都府内におきましても、今後予想されております人口減少社会の進行に伴いまして、行政全体の体制維持、ひいては家屋評価に必要な高い専門性を、各構成団体が単独で確保することが、今後さらに困難になっていくのではないかと感じております。その結果、公正性の低下につながっていくのではないかと危惧をしているところでございます。

資料17 (P.60) につきましても、今春発表されました国立社会保障・人口問題研究所の将来人口予測のうち、京都地方税機構の構成団体市町村分をまとめたグラフでございます。これで見ますと、30年先には2割から3割の人口減少が予測されており、自治体の小規模化が進むことで、ますます各団体とも職員数の減少が予想されるところであります。

今後、職員数が減少しますと、税務職員数も減少しますし、1人で担当する業務の幅が広がるということで、専門性の向上、あるいはノウハウの蓄積に割ける時間というのが縮小していく方向にあるというふうと考えられます。これが評価の誤り、課税の誤りというリスクを増

大させる要因となることで、公平性・公正性が低下するというのではないかと思います。

当機構といたしましては、先ほども申し上げましたが、家屋評価を共同で行うことで、より高い専門性の追求と、広域での標準化をすることができ、評価誤り、課税誤りを減らして、公平公正な課税につながると考えております。

さらに、昭和36年の固定資産評価制度調査会答申にもありますように、納税者の信頼を確保するために、税務行政における評価の考え方を統一する必要があるとも考えております。将来的には、当機構が評価を行うための独立機関としての役割を担い、当機構で行った評価を各団体の固定資産税、及び不動産取得税に用いるという方法も検討したいと思っております。

【米田】 ありがとうございます。かなり思い切ったところまでご検討を進めていらっしゃるということでございました。

総務省の廣瀬鑑定官、いかがでしょう。

【廣瀬】 先ほども資料21 (P.62) におきまして、固定資産評価補助員の人数の減少についてご覧いただきましたし、水戸市の松本主幹さんから、また、ただ今、竹田市の相馬課長さんからもお話がございましたが、地方団体の現場では行政改革等の要請から人員の削減を求められている状況が続いているものと思います。特に職員数を多く抱えている税務部門に対しての矛先が向けられているのではないかと考えております。

一方、資料22 (P.62) をご覧いただきたいと思いますが、家屋の評価棟数等の推移について見ますと、棟数という点では、非木造家屋が増加してきたとはいえ、いまだ木造家屋の方が圧倒的に多いわけですが、床面積では非木造が木造を僅かながら上回る状況となっております。

次の資料23 (P.63)、24 (P.63) をご覧いただきたいと思いますが、新增分家屋の推移について見ますと、木造、非木造とも減少傾向にあることが見てとれます。こうした傾向に加え、

我が国の将来人口予想等も踏まえますと、やはり中長期的には地方団体組織自体のスリム化は不可避であると考えております。と同時に、先ほども申し上げましたが、職員の異動サイクルも以前に比べ短くなっており、業務に精通した職員が育ちにくくなっている状況もございます。

ただ今、両市の状況等もお聞かせいただきましたが、各団体で努力して頑張り続けることも大切なことではありますが、さらに人員が減り、日々の業務に追われ、組織の将来について検討する余裕がなくなる前に、評価事務の連携・共同化について検討をしてみることが大切ではないかと思いました。

【米田】 柴先生、一言コメントをいただけますか。

【柴】 はい。やはりどこの自治体も人口減少に伴う職員の減少の問題があります。建物の新築件数は減っていますが、非木造の建築物が増えているということですので、やはりこれは広域化とか共同化を真剣に考える時に来ていると思います。

【米田】 ありがとうございます。

ここまで、現状と課題について伺ってまいりました。ここからは、さらに今後の視点も含めまして、評価体制の連携・共同化について深く考えていきたいと思っております。

第2部 評価体制の連携・共同化について考える

【米田】 第2部に入らせていただきます。評価の効率性の観点からのご意見が多かったわけですが、先ほど京都地方税機構からも発言ございましたとおり、評価の平準化、それから正確性の向上といったような観点からも、評価の連携・共同化が必要ではないかというような指摘が従来から実はあったわけでございます。しかし、現実には、今お聞きいただいたとおり、それほど進んでいないというのが現状であります。

第2部 テーマ1

評価の連携・共同化が進まないのはなぜか

【米田】 そこで、まず評価の連携・共同化の必要性が叫ばれながら、現実問題として何で進んでいないのだろうかといった、ちょっと裏の面から議論を進めていけば面白いのではないかと思います。そこで、水戸市の松本さん、それから、京都地方税機構の岡部さんに伺いたいと思います。

松本さん、いかがでしょうか。

【松本】 これまで評価の連携・共同化ということにつきまして、何度か、資産評価システム研究センターの調査研究でも行われてきました。そこで何点か課題は指摘されている状況であります。何よりも重要なことというのが共同化の必要性について、個々の市町村の認識を深めていくということ、それから、共同化に当たって中核となる県庁所在地、政令市、あとは都道府県のイニシアチブが必要とか、共同化の際に国の役割等について、市町村における評価実務の共同化や外部化を促進する情報提供やガイドラインの提供を積極的に行うということの課題が指摘されています。

実は、私どもを含め、共同化についてはまだ認識はされていないという状況にあります。本市の広域行政の担当部門でも、事務部門の連携・共同化というものについては、まだ検討されていないという状況でございます。消防、一部事務組合等については行われているわけですが直接、職員が行う事務については、まだ検討されていません。私ども資産税課も、まだ話も出ていない状況ではあります。

多くの市町村は、連携・共同化における、いわゆるスケールメリットなどがイメージできていないのではないかなと考えております。また、それぞれの市町村の皆さん方がお持ちになっている課題というものがまだ完全に整理されてい

ないために、共同化への考えに及んでいないのではないかなと思います。

そこで、共同化について私も仮に考えてみます。資料11(P.57)をご覧ください。これは、平成28年度に水戸市が中心市の宣言をして協定を結んだ、茨城県中央地域定住自立圏の範囲を示させていただきました。この範囲で評価事務の共同化を考えてみることにします。

この圏域につきましては、水戸市を中心に5市3町1村で結ばれて動き出しました。この圏域の規模は、人口規模71万2,000人、面積1,145km²になります。政令市に近づけるような規模になります。この圏域となる市町村の平成29年度の家屋の状況で考えてみます。家屋の評価棟数は36万棟、うち新增築が4,211棟、家屋を担当する職員は35名います。

全体で職員1人当たりの評価棟数は、概ね120棟になりますが、市部のみですと、137棟、4町村の場合73棟になります。まず、年間約140棟を職員ができると考えた場合、職員数は30人となり、35名の職員体制から30名に、職員数を減らすことが可能、ということになります。

ただし、市町村の区域が相当広くなることになります。調査の移動距離と時間がかかり、共同化における地理的条件も含んで考える必要があります。この相当広い範囲では、支所、事務所等を設ける必要もあります。また、近隣の市町村であったとしても、日常接することのない市町村への現地調査、または納税者への説明、対応は、職員にすれば不安があります。慣れれば大丈夫だと思いますが。このようなことを考えてみました。

【米田】 ありがとうございます。

続いて、京都の岡部さん、お願いします。

【岡部】 当機構におきましては、現在、固定資産税と不動産取得税の家屋評価事務の共同化に向けた検討を具体的に進めているという状況にあります。この中で幾つかの課題というのが出てきておりまして、それについてお話をさせて

いただきたいと思います。

まず、共同化の組織、我々、機構自体の課題としまして、京都府と25の市町村によって構成されている団体なのですが、その市町村の規模の差というのがまず1つございます。

一番大きな団体では人口20万人弱、それから、一番小さい団体では1,300人程度ということで、100倍以上の差があるわけです。この規模の差によりまして、共同化によって享受できる効果——利害関係とでも申しますか、それが異なっていると。あるいは、その効果の測定というのが困難であるということがございます。それによりまして、各団体の意思決定に差が生じるということで、全体でやっていこうかという合意を得るとというのが難しいということが、まずございます。

それから、事務運用上の課題ということで、課税権というのは広域連合では持てませんので、各構成団体が課税するということになりまして、それぞれが課税するということでの説明責任、これが各団体に残るとということに対する不安。納税者の方が来庁された時には市役所なり、役場で説明を行っていく必要があるというところで、評価した団体と課税の団体が異なるということに対する不安。

それから、家屋評価のみ取り出すということにより、土地や償却資産との連携が希薄になるということに対する懸念。

それから、先ほどもありましたように、広域化によりまして移動距離が増加するというところで、コストが増加するといった問題などが考え



られます。

それから、次に資料20 (P.61) ですが、制度的課題というのを2点ほど考えております。1つ目は、家屋評価基準にあります比準評価についてであります。標準家屋というのは、それぞれ当該市町村内に所在する家屋ということにしなければならないということが評価基準で定められているということで、ほとんど家の建たない小規模の市町村では、標準家屋というものの設定ができないという状況もありまして、そちらの小規模市町村ではこの比準評価を適用できないということがございます。

そうなりますと、共同で事務を行うときに、その市町村については部分別評価のみ適用するという取り扱いになるということで、全ての団体に共通した対応がとれないという状況が生じます。これは、共同化という観点からは、これを阻害する要因となり得ると考えております。

それから、3年に1度の評価替えごとに、評価要領なり、比準評価の見直しというのを行う必要がございます。特に標準家屋の見直しには多大な労力と経費が必要になると考えておりまして、1つの団体、例えば京都地方税機構が複数団体内の評価を共同で行う時は、その区域内で標準家屋を設定すればよいということにしていれば、比準評価を組織全体で比較的安価に実施できるということになります。さらに、評価基準において、標準家屋を設定いただくような工夫もできないかなというふうにも考えております。

2つ目は、不動産取得税と固定資産税で賦課期日が違うということで、評価替え基準年度におきましては家屋評価が二度手間になるという問題がございます。これは、固定資産税は賦課期日制度をとっておりますので、家屋を新築した場合、これが完成した後に最初に到来する賦

課期日をもって課税要件が確定するということになりますけれども、不動産取得税は原則として、家屋の取得をもって直ちに賦課されるということになりますので、基本的に課税要件の確定日の固定資産税の賦課期日より先にその期日が到来するというようになります。

両税の評価に用いる固定資産評価基準につきましては、原則的に同一の基準ということですが、固定資産評価基準は3年ごとに改定されますので、この要件の確定日の違いによって、同じ家屋であっても2回、評価計算を行う必要が生じる場合がございます。これらのことから、評価事務の共同化に向けては、評価基準の改正をいただければ達成が困難になってくる部分が出てきているということがございます。

それから、直接共同化と関係はございませんけれども、誰もが簡単に理解できる基準にすることも必要ではないかなと考えております。

【米田】 ありがとうございます。

柴先生、何か一言コメントをお願いします。

【柴】 はい。資料66 (P.84) にまとめさせていただいているのですが、今伺いますと、大きく分けて2つの要因が共同化を阻害していると考えられるかと思えます。

1つは、外側の要因、すなわち、共同化の受け皿をどうすればいいかということです。もう一つは、内側の要因です。その受け皿の中に入る自治体間の連携の問題があります。中心となる自治体が問題ですし、国の財政上のバックアップも必要になります。また、共同化の受け皿をつくったとして、そこで何の業務をどう共同化するのかというところが具体的にまだ定まらないということも大きな問題です。それから、それぞれ異なる地域の特性をどのようにすり合わせるかというところが、中身の問題として非常に大きいと思えます。

第2部 テーマ2

地方自治法上の受け皿組織・制度について

【米田】 ありがとうございます。

それでは、この連携・共同化の検討を進める前提といたしまして、その受け皿を整理しておく必要がございます。廣瀬さん、簡単にご紹介いただけますでしょうか。

【廣瀬】 資料27 (P.65) をご覧ください。評価体制自体の連携・共同化について、全てが馴染むというわけではございませんけれども、地方自治法上、広域連携の受け皿として、ご覧のような仕組みが用意をされてございます。以下、簡単にご説明いたします。

まず資料28 (P.65) の連携協約です。連携協約は、地方公共団体が他の地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針、及び役割分担を定める制度です。地方公共団体が地域の実情に応じて締結でき、政策面での役割分担についても自由に盛り込むことができる制度となっております。

次に、資料29 (P.66) をご覧ください。協議会です。協議会は地方公共団体がその区域を越えて行政の執行を合理的に行うため、協議により規約を定め、設置する共同の執務組織です。法人格を有しないため、権利義務の主体となることはできません。

次に、資料30 (P.66) をご覧ください。機関等の共同設置です。機関等の共同設置は、地方公共団体が組織の簡素化による適切な行政の確保を目的として、協議によって規約を定め、その執行機関等を共同で設置する制度です。共同設置された機関等は、それぞれの団体にとっての共通の機関等となるため、権限の移動は伴いません。

次に、資料31 (P.67) をご覧ください。事務の委託です。事務の委託は、地方公共団体が協議により規約を定め、事務の一部の管理執行を

他の地方公共団体に委託する制度です。この事務の委託は、法人の設立を要せず、仕組みが簡素で効率性に優れた制度で、執行が受託団体に一元化されるため、責任の所在が明確となっております。委託事務についての権限が完全に受託団体に移るため、委託団体は当該事務についての権限を行使できないこととなります。

次に資料32 (P.67)、事務の代替執行です。事務の代替執行は、地方公共団体が協議により規約を定め、事務の一部の管理執行を当該地方公共団体の名において、他の地方公共団体に行わせる制度です。この事務の代替執行は、事務を任せる側の意向を反映させ、かつ、効率的な広域連携が可能な制度となっております。

次の一部事務組合、広域連合、こちらは十分に活用されている制度でもあり、細かな説明は省略させていただきますが、ともに共同処理する事務は構成団体の権限から除外をされるということが特徴になってございます。

【米田】 ありがとうございます。様々な受け皿があるということですが、現況はどうなっているのでしょうか、廣瀬さん。

【廣瀬】 ただ今ご説明いたしましたとおり、連携・共同化につきましては、様々な受け皿は用意されているわけですが、評価事務ではありませんが、税務事務のうち既に広域的に処理されているものとしてよく知られておりますのは、地方税の収納・徴収対策業務の共同化だと思います。

資料37 (P.70)、38 (P.70) をご覧ください。昨年7月時点のものでございますけれども、地方税の収納・徴収対策業務について、一部事務組合で行っているものは全国で22組合、325市町村、広域連合で行っているものが全国で6つ、166市町村、任意組織で行っているものが全国で17組織、338市町村ということですので、全国の約半数の地方団体が既に共同化に取り組んでいることとなります。

また、それらの組織の中には、本日ご出席の

京都地方税機構さんのように、収納・徴収対策業務にとどまらず、他の業務、例えば全国的に見てみますと、自動車関係税に係る申告書の共同処理ですとか、課税徴収業務の研修、固定資産評価審査委員会事務、地方法人関係税の申告書等の受付事務などの共同化を図っているところもございます。

【米田】 ありがとうございます。

研究者の立場からということで、柴先生、一言お願いいたします。

【柴】 資料58 (P.80) ですけれども、やはり評価事務においても、圏域マネジメントというような考え方が必要ではないでしょうか。いろいろな受け皿があるということをご説明いただいたのですけれども、使い勝手がよろしくないのか、それとも評価事務がかなり特異な性質を持っているのか、なかなかうまく進まないということがございます。

ただ、資料59 (P.81) 以降をご覧くださいますと、消防の広域化、それから国保の広域化というものがかなり進んでおります。特に国保につきましては、税というところともかなり近いものがあるわけです。国保は県を巻き込んだ形で広域化がなされているわけですので、そういったものも検討の材料にして、評価事務の方も共同化を進めていくべきではないかと思っております。

第2部 テーマ3

事例紹介(1) 市町村合併のケース

【米田】 ありがとうございます。私は、先ほど共同化が進んでいないと申し上げたのですけれども、実はこの21世紀になりましてから、日本の市町村、平成の大合併という大きな変革を経験しております。ご承知のとおり、合併をいたしますと、評価だけではなくて、あらゆる事務について事実上の共同化が進んできたわけです。

そこで、水戸市さんは合併を経験されておりますので、その経験を少しご報告いただきたいと思います。

【松本】 水戸市も平成4年、平成17年、2回合併を経験したので、お話しさせていただきます。旧町村につきましては合併と同時に税務課は廃止になりました。合併によるスリム化という目標に基づいて廃止されたものです。

合併前後の資産税課の職員体制（資料10 (P.56)）ですが、平成4年の合併前の家屋担当は、14名でした。平成17年合併時の家屋担当は12名となり、旧町村も含めると、2名の職員の減となりました。

固定資産税の業務につきましては、評価等のシステムは、全て水戸市に統一することになりました。旧町村について特に問題になったのが、旧町村について家屋の調査票、平面図等の評価資料が一部ないものがあつたために、農家住宅の敷地になると数棟あるので、どれがその評価データに当たるのかということが判らない、物件の特定が困難な状況も発生しております。

地番・家屋現況図を作成するに当たって、対象物件の特定が難しくなっています。また、土地の評価につきましても、雑種地、原野等について、評価方法が大きく異なっていたために、価格水準に差があつたが、合併と同時に水戸市の評価方法に合わせることになりました。その際、住民の説明資料についても、雑種地等は評価額が大きく上昇するということを記載しました。

さらに、実際に大きく上がったものについては、それぞれ個別の対応をさせていただきました。合併により共同化、評価の統一がある程度できたと考えています。

【米田】 ありがとうございます。

全国的に見てどうでしょう、廣瀬さん。

【廣瀬】 市町村合併の場合、例えば地域の中核的団体に周辺市町村が吸収合併される場合には、概ね当該中核的団体の評価体制、手法に統

合されているものと考えられますが、同規模の市町村が合併して新しい団体を形成するような場合には、合併を契機として、よりよい評価体制、手法を模索しているものと考えます。

合併市町村に伺ってみました。隣接市町村とはいっても、評価実務に相違点があり、合併後の団体の評価要領の作成に大変苦労されたということでございまして、評価事務の統合に当たり、月2回程度、1年半をかけて検討し、合併後も月1回程度協議をしたということでありました。また、細かな点では、評価図面のピッチ、単位の違いの統合にも苦労したというようなお話も聞かせていただきました。

【米田】 ありがとうございます。

合併によりまして、評価につきましても共同化が——強制的にですが、実現したわけです。その過程ではさまざまな課題があつて、それを一つ一つ乗り越えて成果を出されていったということがご報告されました。今後、共同化を検討する上でも貴重な経験になっていくと思います。

第2部 テーマ3 事例紹介(2) 航空写真撮影・課税事務処理の共同化等のケース

【米田】 それでは次に、評価そのものではなく、その周辺の仕事ですけれども、航空写真の撮影ですとか、課税徴収の事務処理は共同化が進んでいるものもございます。そのお話を伺いたいと思います。

では、まず水戸市の松本さんからご報告いただきます。

【松本】 水戸市の共同化ということで、航空写真業務についてですが、茨城県内で、共同で行っており、県の市町村共同システム整備運営協議会という組織で行っております。平成23年度から参加しております。都市計画・固定資産税に使うことで行っております。

平成23年度は、県内、44市町村のうち21市町村が参加しています。平成29年度は19の市町村が参加という状況になっており、ほぼ半数が参加しております。

費用につきましては、単独で飛ぶよりも、やや安いということになります。また、茨城県では、平成13年度から、租税債権機構が一部事務組合として、県内全市町村で組織されております。市町村と県の職員、そして県職員OBが職員として派遣されている状況になっております。委託する滞納額は、それぞれの市町村に応じて、本市であれば500万以上で始まりました。

最近では、派遣する市町村によって、一部は派遣できないという状況も生じてきています。ただ、租税債権機構では研修業務等も充実しており、基本研修から、専門研修、課題、マネジメント研修で、職員を対象に延べ27日間、約1,500名の研修を行っている状況です。

徴収職員については相当力をつけてきております。私どもの収税課も相当力をつけて、滞納者に対しては毅然と対応できる実力はついていると感じています。

固定資產業務についていえば、まだまだ実力をつけていないと感じております。県内全域での機構が行っているような、研修業務等も行っておりませんので、専門性を高めるための知識、技術力向上のための研修等を行う広域的な組織が必要だなどは感じているところでございます。

【米田】 ありがとうございます。

課税と徴収の事務を、共同化を具体的に進めていらっしゃる京都はいかがでしょう。岡部さん、どうですか。

【岡部】 共同化につきまして、当機構は、まず設立後最初に（資料18（P.60））、平成22年1月からですけれども、徴収業務から開始しております。平成22年4月から本格的に実施しております。構成団体の地方税と、それから国民健康保険税保険料のうち、移管を受けた事案に

ついて実施をしております。

滞納案件移管の基準としましては、基本的に督促状発布後全ての滞納案件、これをお引き受けしており、国保税、国保料については移管を希望する団体分を取り扱っております。移管を受けた税なり、料、これの収納率につきましては、一昨年度、50%を超えまして、非常に効果が上がっているかなと思っております。各構成団体市町村の滞納繰越分の徴収率につきましても、平均で10%台であったものが30%台となり、非常に大きな成果を上げているというふうに思っております。

それから、課税事務の共同化につきましては、まず平成24年4月から法人関係税として、現在では法人府民税、法人市町村民税、それから法人事業税、地方法人特別税の課税事務というのを共同で実施しております。それから、平成28年4月には軽自動車税に係る申告書のデータ化、昨年、29年4月には自動車関係税として自動車取得税、自動車税、軽自動車税の申告書の受付などの課税事務を共同で実施しているところでございます。

その課税事務の共同化の内容について、資料19(P.61)にまとめております。まず、法人関係税については、申告書の事前発送、受付及び審査、調定データの作成、課税調査等を実施しております。自動車関係税については申告書の受付、審査、税額の算定、調査、申告書データの作成ということを実施しております。それぞれ事務の効率化なり、アウトソーシングの活用により、経費の節減、申告書受付窓口の一本化による納税者利便の向上、それから調査事務の実施による公平公正な課税の一層の推進と、その結果による一定の増収効果が図られている状況でございます。

今後につきましても、この課税事務の共同化については、効率化並びに利便性の向上、それから、公平公正な税業務の一層の推進という、

我々組織の共同化の目的を達成するべく、課税共同化実施に係る検討を進めております。現在、固定資産税の償却資産、個人住民税、それから今日のテーマであります家屋評価について、現在、具体的に検討を進めているという状況でございます。

【米田】 ありがとうございます。

廣瀬さん、全国的な状況について簡単にご紹介ください。

【廣瀬】 資料25(P.64)をご覧いただきたいと思います。最近では自治体クラウドという形で、課税事務処理の集約・共同化が進んでいるようです。自治体クラウドとは、地方公共団体が情報システムのハードウェア、ソフトウェア、データなどを、外部のデータセンターにおいて管理・運用して、ネットワーク経由で利用する取り組み、これを「クラウド化」と称しているようですけれども、このクラウド化であって、かつ、複数の地方公共団体が情報システムの集約と共同利用を行っているものを「自治体クラウド」と言っているようです。このページで言いますと、税、住基、福祉、国保、年金のうち、いずれか1つの分野でもクラウド化しているものということで取りまとめておりますが、全国では62グループ、379団体が自治体クラウドを利用しているということです。単独利用のクラウド化は634団体ございます。

特に税の場合、毎年、税制改正がありますので、システム改修が発生いたします。従って、同じパッケージを複数の団体で利用するということになると、改修費用は割り勘になりますので、コスト削減効果は大きいと考えてございます。一部によりますと、3割程度のコスト削減にもつながるというお話も伺っております。また、同じパッケージを利用することで、地方公共団体間で業務そのものについての情報共有が図られるという効果もあると伺っております。

第2部 テーマ3

事例紹介(3) 東日本大震災に係る被災自治体への評価担当職員の応援派遣のケース

【米田】 ありがとうございました。

今までいろいろな協力の面、事例を発表いただきましたけれども、少し変わったケースといたしまして、東日本大震災による被災自治体への評価担当職員の支援派遣ということも、最近我々は経験しております。

総務省、廣瀬さんの方からこの点についてご紹介いただける点がありましたら、コメントをいただけませんかでしょうか。

【廣瀬】 資料26 (P.64) をご覧いただきたいと思います。被災自治体からは、評価担当職員の変わらぬ派遣要請が今も続いております。被災自治体及び派遣職員の方に対しまして取材してみましたが、被災自治体における評価事務と、派遣職員の派遣元の団体における評価事務に相違点があるケースも認められ、基本的には被災自治体の評価実務に沿って評価が行われているようですけれども、中には派遣職員から派遣元の評価実務について提示をし、被災自治体側の評価実務の見直しが行われているというケースもあるようです。

また、普段使用しているものと異なる評価システムを使っている場合は、なかなか操作に慣れるまでに時間がかかったというようなお話も伺ってまいりました。

【米田】 水戸市の松本さん、何かあれば一言お願いします。

【松本】 本市も被災自治体だったのですが、資産税課は罹災調査と、新增築家屋の調査も同時に行うことになったため、家屋評価に当たっては、現地調査と、評価を専門に行う職員に分け、それぞれ専従し家屋評価を行うことによって、何とか乗り切ることができました。

第2部 テーマ4

評価事務の連携・共同化についての意見

【米田】 ありがとうございます。

これまで、さまざまな観点から評価の連携・共同化について議論を深めてまいりました。残り時間ももう少なくなっただけだったので、最後に各パネリストの皆様から、連携・共同化についてのご所見を伺いたいと思います。

まず、相馬課長、お願いいたします。

【相馬】 それでは、私の方から、共同化について考えるということでございます。大分県下の市町村ですが、大分市、別府市を除きまして、人口は10万人以下の自治体でございます。それぞれの自治体での取り組み、あるいは議論の方向性、評価専門員の配置といったところについては、正直把握できておりません。近隣の市町村でお尋ねしたところ、新築家屋の評価に際して、業者さんの方に評価の補助をいただいているという自治体が数カ所あったというふうにも聞いております。

県下で開催されました税務課長の会議、あるいは都市税務協議会というのがあるのですが、その中では市町村間の評価の連携、あるいは共同化という部分に対する具体的な提案とか議論はこれまでされていないという状況でございます。従いまして、軽率な発言というのも避けたいのですが、連携あるいは共同化に対して、私の個人的な見解というか、考えている疑問点等がありますので、何点か申し上げたいと思います。

まず、自治体間の連携ということについて考えてみますと、具体的にどういう体制、あるいは業務形態、責任の所在になるのかといったことが想像できないのですけれども、例えば徴収業務における相互併任というのを私どもも取り組んでいます、そういうのを想定しますと、

人口減少時代になるということから、県内自治体の評価担当者の減員、担当者が減っていくということが予想されてくるわけです。

それから、評価の時期です。当市の方では、夏から年末というのが非常に多いのですが、そういう時期に支援する側の体制がしっかり整っていて、ちゃんと支援ができていくのかなということが、ちょっと疑問になります。

それから、課税自治体と支援する自治体、それから納税者という三者間で日程調整をしてスケジュールを組まないといけないのですが、それが三者になるとかなり複雑になって、機動力が落ちていくのではないかなということ。それから、評価上の責任の所在は課税自治体にありますから、どの程度連携で支援をしていくかというところを、正直疑問に感じたところでございます。

次に、共同化ということで、今後、推進するとした場合、第一に大きな責任や労力というのが伴いますので、私どものような小さな自治体が議論を進めていくというのが非常に困難だと思っています。どこの自治体がリーダーシップをとってその議論を進めていくのかということが、最初の関門なのではないかなと感じております。

それから、第二に、先ほど合併という話が出ていますが、大分県内、実は平成の大合併の前は11市36町11村の58の自治体があったのですが、今では14市3町1村、18の自治体に再編されたわけです。自治体数が40減少しました。本市では消防と環境衛生という部分の一部事務組合がございましたけれども、合併によってそれも解消されて市の単独事務となりました。13年が経過したわけなのですが、広域合併によって一定レベルの共同化が図られたと、私は考えております。

このような状況のもと、固定資産税の家屋の評価という分野のみで広域連合をつくろうと

か、一部事務組合をつくりましょうという動きに、住民、あるいは議会の理解が得られるかなという心配がございます。

それから、第三に、評価自体が課税庁から分離されていくということになりますから、納税義務者に対して評価庁、課税庁ともに固定資産税全般、あるいは家屋課税に対する説明責任を果たしていけるのでしょうかと。取り壊し家屋の確認や、課税客体の判断などのノウハウは維持できるのかなということを、正直疑問に思ったということでございます。

【米田】 ありがとうございます。

続きまして、水戸市の松本さん、お願いいたします。

【松本】 広域連携・共同化について、現地調査の部分は、地元の市町村がいいのではと考えています。評価の部分については分離して共同で行うことも可能と考えております。連携・共同化ということでも、人材育成が必要です。

共同で組織をつくっても、人材育成の組織も必要と考えております。研修とか相談できる組織も共同で設ける必要があると考えております。

さらに、市町村内の評価要領等の統一についてですが、市町村が行っている所要の補正の部分があって、それが大きく異なっていることがあるので、なかなか調整が難しいというのですが、共同で行うことで、思い切って整理すべきだと考えております。

また、家屋の新築物件等であれば、統一されれば、ある程度の評価の水準が保てるのではないかと考えております。

次に、課税事務についてですが、納税義務者の調査、非課税、課税標準等の特例措置については、それぞれの市町村が申請を受け付けるべき業務であり、評価と課税については分離してもよいと考えております。

加えて、判断で悩んだ時、それを調整する組織ということで、国、県、市町村、それぞれの

システム等の業者さん皆様含めて、皆で連携していただきたいと思っています。連携していただき、我々の市町村を、皆で支援していただきたいと考えています。

なお、納税者対応は、やはり地元の市町村がいいのではないかと考えております。納税者対応、現況調査以外の部分については、共同化を進めてもいいのではないかと考えております。

ただ、その共同化については、それぞれの市町村長の判断であり、その場合、我々もメリットを提案するだけではいけないとは考えております。

【米田】 ありがとうございます。

次に、京都地方税機構の岡部さん、お願いします。

【岡部】 私どもは共同化の実施団体ということで、今後とも課税の共同化を進めていきたいと考えております。これまで、共同化してきた税目、法人とか自動車、それに加えて、今後、個人の住民税とか、償却資産、それから家屋の評価というところを進めていきたいと考えております。

家屋評価につきましては、評価事務というものを取り出して共同化をしたいと考えており、これが、評価専門の職員の育成とか、団体の区域を超えて評価を行うことにより、公平公正な評価、課税につながる取り組みとしたいと考えております。

その結果、納税者からの信頼性の向上も期待できますし、さらに全ての構成団体において利用できる比準評価手法を構築することで、業務の効率化を進めて経費の節減効果が期待できると考えております。

それから、不動産取得税と固定資産税の評価を共同で実施することで、それぞれの税目別々に対応していた窓口が一本化されて、納税者利便の向上ということもできていくと考えておりますので、この共同化が今後の税務行政上、有効な手法であるものと考えております。

また、一方で、評価地域が広がることによる移動距離の課題、さらに説明責任の問題、派遣期間による職員の育成の課題など、いろいろな課題がございまして、これらの課題を着実に解決しながら共同化を進めていきたいと考えております。

【米田】 ありがとうございます。

続いて、廣瀬鑑定官、お願いします。

【廣瀬】 私個人的には、かつて市町村合併の業務に携わったことや、政令市の税務部門に出向した際に組織の見直しに携わったこともございます。そうした経験からいたしますと、組織のあり方に正解はないのではないかと考えてございます。時期によっては、集約することがよいと判断する場合もあるでしょうし、また、時期によっては、連携・共同化するのがよいと判断する場合もあると考えてございます。

従いまして、このあたり、各地方団体においてさまざまな観点からご検討いただくのがよいのではないかと考えるところではございます。ただ、本日、皆様のお話を伺っておりますと、これからの人口減少社会を踏まえまして、個々の地方団体における組織のスリム化、あるいは評価基準そのものの簡素化、合理化という努力のみではいかんともしがたい時代が来るのも、遠い将来の話ではないように感じております。そして、将来にわたって評価の均衡化を維持するためには、最小徴税费の原則に照らせば、程度の差こそあれ連携・共同化は避けて通れないのではないかと感じたところでございます。

最後に、資料39(P.71)をご覧いただきたいと思っております。家屋評価における都道府県と市町村との役割分担をまとめたものです。先ほどの地方税の収納・徴収対策業務につきましては、既に各都道府県が一定の役割を果たしている例も見受けられますが、こちらの家屋評価につきましては、ご案内のとおり以前から都道府県が一定の役割を担っている状況がございまして、

また、最初の方でお話がございました家屋評

価についての研修といった場面では、これまで以上に大都市、又は各都道府県との協力も大切になるのではないかと考えておりました、まずは、こうした既存の取り組みについて充実、強化していくことが大切ではないかと考えております。

【米田】 ありがとうございます。

それでは、最後に柴先生から総括的なご意見を頂戴したいと思います。

【柴】 多岐にわたる問題がいろいろとあるわけですが、やはり今後は共同化とか、広域化というのは避けて通れないということを、私は結論として持っております。では、それで具体的には、お手元の資料65 (P.84) ~ 68 (P.85) あたりですが、幾つかのメニューを、整理を試みたところでございます。

資料68 (P.85) あたり、家屋の評価事務の共同処理ということで、特にハウスメーカーさんによる建物というものは全国に散らばっているわけですので、そういうものを同一に評価するということは、納税者の方からも求められておりますし、比較的サンプルを多くとることで、事務を共同化できるのではないかとというような気がいたしているところでございます。

ただ、その受け皿をどうするかというのは非常に悩ましい話で、先ほどは地域の方々の思いに即した受け皿ということが出てきたわけですが、そこが非常に難しい。イニシアチブをとりたくないという自治体が多い中で、どうするべきかが問題です。

そうすると、資料70 (P.86) のように、既に県と市町村とは評価に関しては重複する部分もあるわけでございますので、県と市町村とで、何か公的な評価の機関というものを新たにつくるべきではないかというのが、私の結論でございます。

ただ、これは現行法にはない仕組みでございますので、今後さらにその中身を検討していく必要があるのではないかと感じております。

【米田】 ありがとうございます。時間が長くなって大変恐縮でございます。これまでのご議論を聞いていただきましたとおり、この連携・共同化を実現するに当たりましては、もちろん課題も非常に多いわけですが、実現する一時的な課題として、例えば評価誤りが顕在化した場合の対応ですとか、人繰り、それから予算面での調整をどうするかといったような課題がございます。

さらに、ずっと続くような問題といたしまして、地理的な広さをどのようにカバーしていくか。事務所をどういうところに置くかといった問題とか、課税との関係で説明責任をどのようにしていくのか、情報のやりとりをどのようにしていくのかといったようなことを詰めていくことが重要だと思われま。

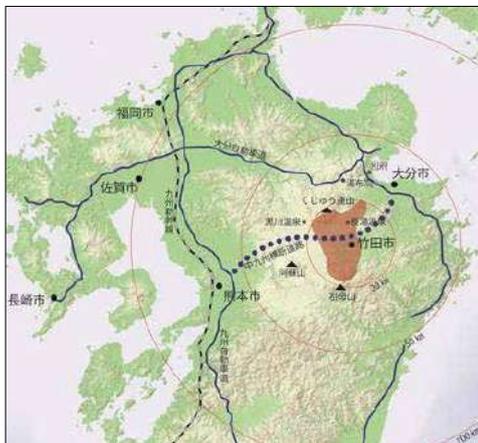
しかしながら、これまでのご議論でありましたとおり、特に家屋評価の置かれた現状、さらには納税者の側からの公正な、統一化された評価を求めるような声といったことに真剣に答えていくことが必要かと思えます。そういう意味から、評価の連携・共同化といった問題は、さらに真剣な検討が加えられていくべき課題だと考えます。

今日のご議論でもございましたが、徴収の共同化についてなかなか進まなかったところ、茨城県の方で徴収機構ができ、この成功を目にした各県で同様の機構がつくられてきたというような実績もございます。そういう意味で、現在、京都府の機構、トップランナーとして頑張っているわけですが、これをいかに国、県、それぞれの市町村が支えていくか。

さらに、国保の都道府県単位化も踏まえて、そういう共同化の事例を、経験を生かしながら前に進んでいくかということ、関係者のますますの検討が求められるのではないかと思います。

長時間にわたりまして大変ありがとうございました。これでシンポジウムを閉じさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

大分県竹田市の概要



竹田市は、熊本県と宮崎県に接した大分県の南西部に位置しています。平成17年4月1日、旧竹田市、旧荻町、旧久住町、旧直入町の1市3町、一部事務組合が合併し「新竹田市」として発足しました。北に阿蘇くじゅう国立公園の「久住山系」、南にユネスコエコパークに認定された「祖母山系」に囲まれ、総面積477.53k㎡の中に、広大で豊かな自然、長湯温泉に代表される温泉地、岡城址などの歴史的遺産を有する風光明媚な地方都市でございます。

1

平成30年度 概要調書の状況

土地	納税義務者(人)	評価総筆数(筆)	地積(㎡)	決定価格(千円)
(非課税除く)	23,685	223,898	183,824,441	28,539,289

家屋	納税義務者(人)	棟数(棟)	床面積(㎡)	決定価格(千円)
(非課税除く)	11,751	28,338	2,424,208	30,616,038

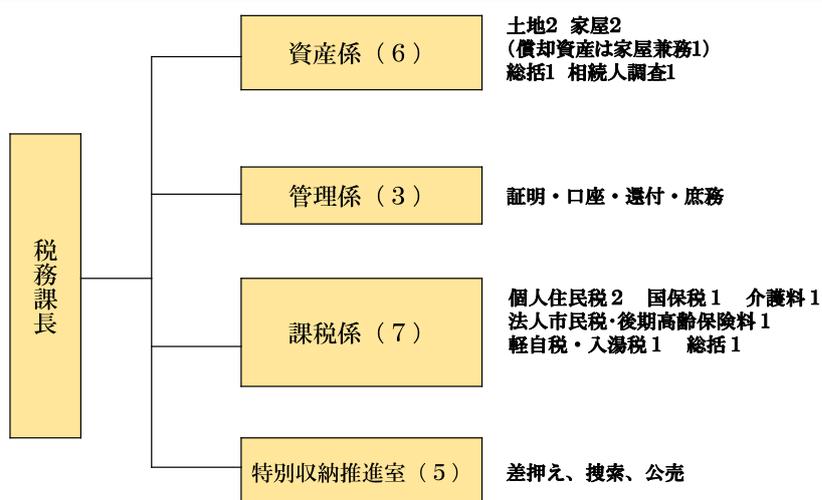
2

平成29年度 竹田市歳入決算の状況

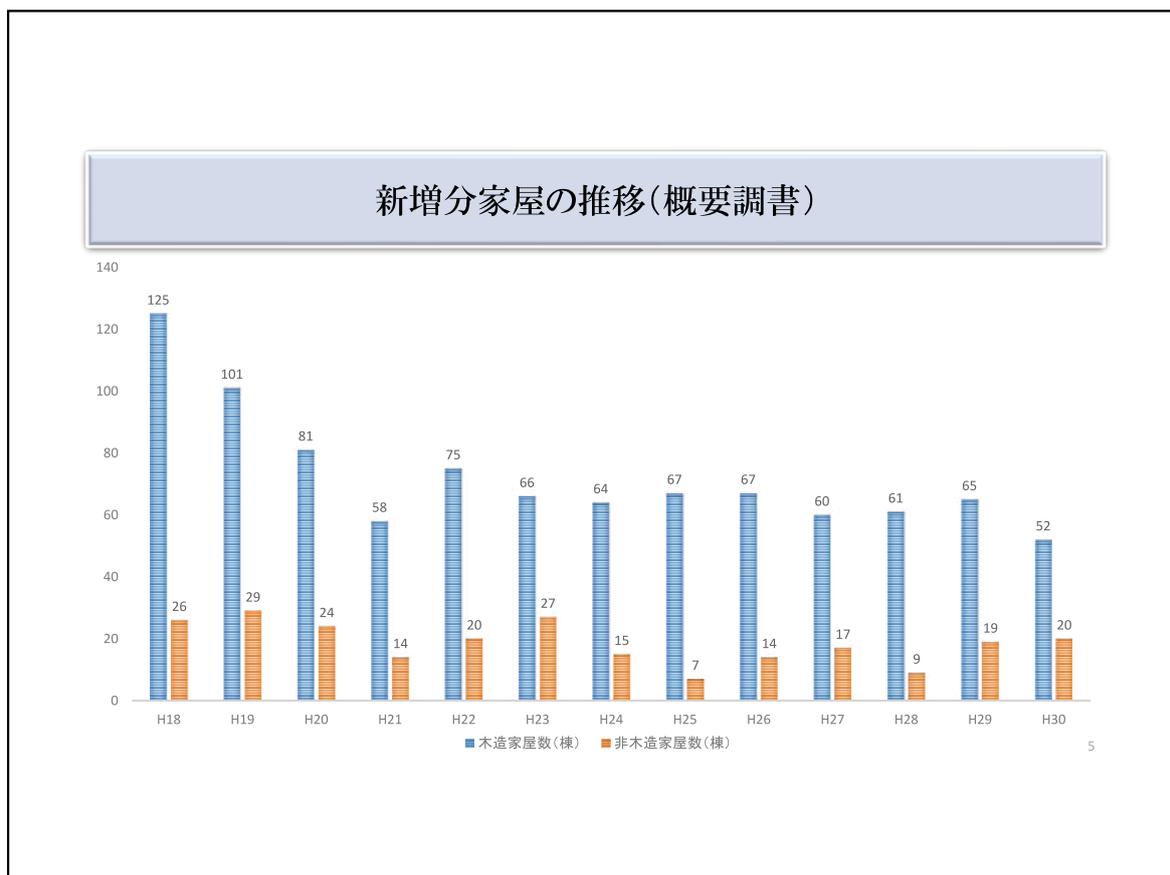
款別歳入	収入済額(千円)	割合(%)	市 税	収入済額(千円)	割合(%)
市 税	2,001,807	8.3	市民税	798,391	39.9
地方交付税	8,146,144	33.6	固定資産税	937,354	46.8
国庫支出金	2,653,023	11.0	都市計画税	19,461	1.0
県支出金	2,111,161	8.7	軽自動車税	94,897	4.7
市 債	1,985,760	8.2	たばこ税	131,400	6.6
その他	9,296,180	38.4	入湯税	20,301	1.0
歳入計	24,210,300	100.0	市税計	2,001,807	100.0

3

竹田市税務課の体制(22名体制)



4



人口と職員数(消防職員除く)

年	人口(人)	職員数(人)	税務職員数(人)
2005 (H17)	27,929	448	25(資産8)
2013 (H25)	26,501	377	23(資産7)
2018 (H30)	22,221	291	22(資産6)
2025	18,358	243	未定

2025年の人口は、H30.3月の国立社会保障・人口問題研究所の推計値
人口は住民基本台帳人口で4月1日現在
職員数は4月1日現在

6

合併前における旧市町別職員数（消防職員除く）

旧自治体	職員数	税務課	固定担当	単位(人)	
				家屋担当	
旧竹田市	233	25	7	2	
旧萩町	69	5	2	1	
旧久住町	74	5	1	1	
旧直入町	57	5	1	1	
旧環境組合	12	-	-	-	
合併前 計	445	40	11	5	
現在 計	291	22	6	2	
増 減	-154	-18	-5	-3	

※旧は3/3 1現在

7

水戸市の概要 人口 270,256人(H30.9.1現在) 面積 217.32Km²

平成30年度 市税収入 419億6544万円 固定資産税 159億7293万円(38.1%)
都市計画税 16億3680万円(3.9%)

平成30年度 固定資産税概要調査

	納税義務者数(人)		評価 棟数		総床面積(千㎡)		決定価格(千円)		単位当たり価格(円)	
	免税点以上	免税点未満	木造	木造以外	木造	木造以外	木造	木造以外	木造	木造以外
家屋	78,678	4,257	83,357	26,420	9,020	8,359	22,639,427	375,154,671	24,683	44,886

	納税義務者数(人)		評価 筆数		総地積(千㎡)		決定価格(千円)		宅地の単位当たり価格(円)	
	免税点以上	免税点未満	免税点以上	免税点未満	免税点以上	免税点未満	免税点以上	免税点未満	平均価格	最高価格
土地	73,082	9,878	300,964	15,014	154,361	8,070	1,018,649,211	1,793,186	20,896	187,097

資料2

水戸市財務部 税務事務所 資産税課 組織 (32名)

税務事務所	資産税課	課長		資産税係	5名
				家屋1係	4名
		課長補佐(家屋)		家屋2係	6名
				土地評価係	5名
		課長補佐(土地・資産税)		土地調査係	4名
				償却資産係	4名
		課長補佐(償却)			

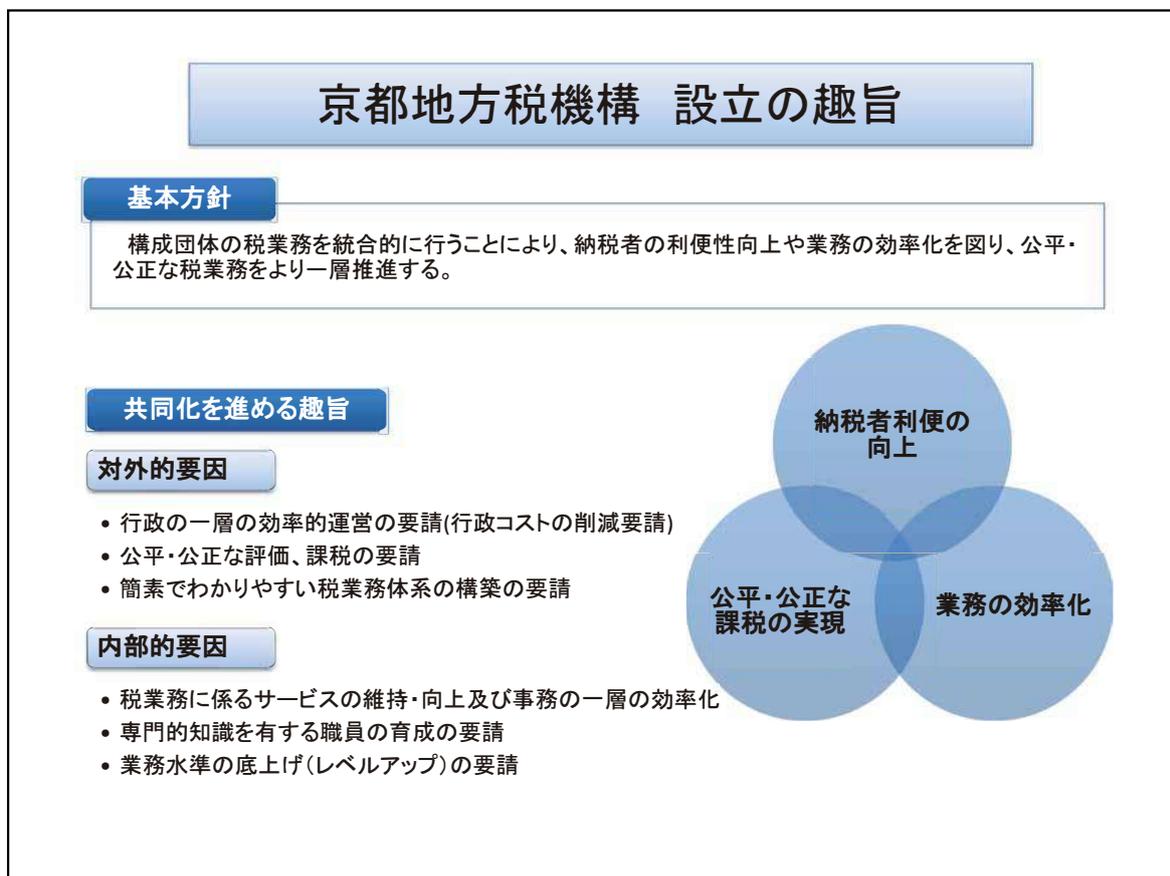
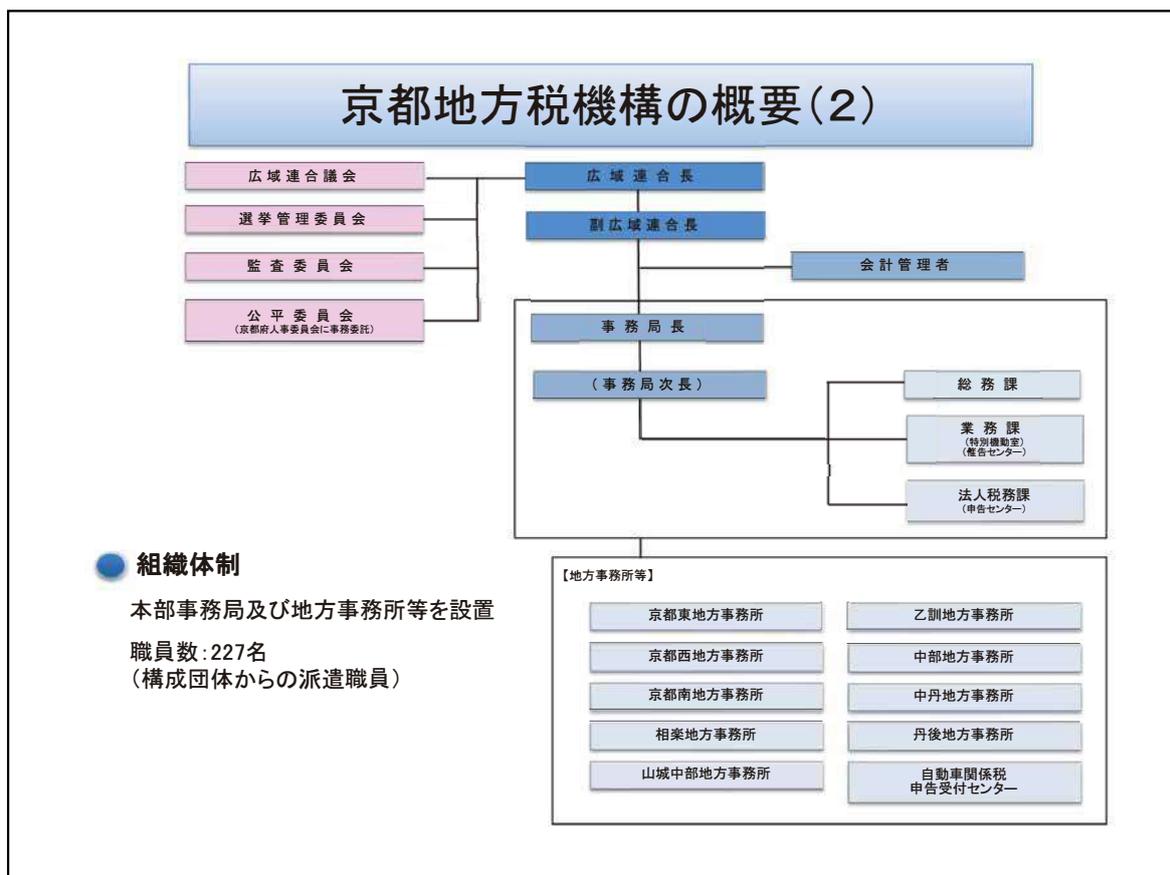
資料3

家屋 新增築の状況 担当職員数及び経験年数

年度	木造(棟)	木造以外(棟)	計(棟)	担当職員数 (平均経験年数)
平成 3	1351	707	2058	14
5	1359	596	1955	14
10	1579	788	2367	14
15	975	606	1581	13 (6.5)
20	1170	406	1576	12 (5.8)
25	1331	386	1717	12 (2.8)
26	1428	381	1809	12 (2.1)
27	1431	403	1834	11 (2.9)
28	1348	345	1693	11 (2.8)
29	1354	330	1684	11 (1.8)
30	1330	384	1714	10 (2.7)

合併	平成 4年3月	常澄村
	平成 17年2月	内原町

資料4



構成団体における家屋評価の現状

前提 家屋評価基準の運用には高い専門性を要する

評価基準に関する専門的知見及び経験を有する職員の不足

- 評価実務に長年携わった職員の大量退職により新規配属職員を教育できる職員がいない
- 人事異動が短期サイクル化しており、次の担当者への引継ぎが困難

家屋評価の外部委託(民間委託)の困難性

- 評価基準の特殊性からノウハウを有する民間事業者がいないため適正な評価を担保できない
- 公権力の行使との関係で家屋評価の民間委託そのものが難しい
- 評価に関する説明責任を各自治体で果たせなくなる恐れがある

業務量の増加により専門性の高い知識経験習得の機会を逸失

- 納税者からの問合せへの対応等に時間がとられ、評価スキルを高める余裕がない
- 人口減少による収入減及び高齢化による歳出増により担当職員が減少
- 小規模自治体では担当者が他税目の業務を兼任しており、家屋評価のみに時間を割けない

納税者からの問い合わせ、申し立て内容の高度化

- 複数自治体に家屋を所有する納税義務者から、同一業者施工のコンビニ、アパート等の評価額に差が生じていることを指摘されるケースが見受けられる

課税誤り、評価誤りのリスクが増大

家屋評価事務調査・分析業務の目的

目的

京都府及び京都市内25市町村における家屋評価事務の現状を調査・分析することで、不動産取得税及び固定資産税に係る家屋評価事務の共同化に資することを目的として実施する。

家屋評価事務の標準化

- 構成団体における評価事務の取扱基準等についての差異を把握し、最も共同化にふさわしいと考えられる基準等を作成することで評価の均衡を図る。

家屋評価事務の効率化

- 大量の家屋を一括評価するために合理的・現実的な評価手法を構築し、評価事務の簡素化・合理化を図る。

家屋評価事務の明確化

- 納税者が理解しやすい評価手法を構築することによって、評価根拠の明確化を図る。

- ☞ 本業務は、業務量が多く、また、高い専門性を必要とすることから委託業務とした。
- ☞ 本業務の委託先は、高い専門性を確保する必要があることからプロポーザル方式により選定した。



課税事務共同化の状況

法人関係税課税事務

法人関係税に係る申告書等課税資料の収集、税額の算定、調査及びこれらに関連する事務

- a) 申告書等の送付、受付
申告書等用紙を納税者に送付するとともに、申告書等の受付を行う。
- b) 申告書等課税資料の管理及び調定データ等の作成
法人関係税の各種申告や届出等の課税資料及び電子申告(eLTAX)に基づく課税データを広域連合の法人関係税等支援システムに取り込み、名寄せ、申告情報等の一括管理を行うとともに、調定データ等の作成を行う。
- c) 課税客体捕捉調査の実施
申告内容を審査し、必要な調査を行うとともに、未申告、未登録案件の申告督促、届出指導や現地調査などにより、課税客体の捕捉率向上を図る。

自動車関係税課税事務

自動車関係税に係る申告書等の受付、税額の算定(軽自動車税に係るものを除く。)、調査及びデータの作成(軽自動車税に係るものに限る。)並びにこれらに関連する事務

- a) 申告書等の受付
自動車関係税の申告書又は報告書の受付を行う。
- b) 申告書等に基づく税額の算定
申告書又は報告書に基づき、自動車取得税及び自動車税の税額を算定する。
- c) 申告内容等の調査
自動車関係税の申告書又は報告書の内容を精査し、必要な調査を行うとともに、未申告案件等の申告督促を行う。
- d) 申告書等のデータ作成
軽自動車税の申告書又は報告書及び軽自動車検査情報に基づくデータを広域連合の軽自動車税システムに取り込み、申告書等のデータ作成を行う。

評価事務共同化における制度的課題

比準評価に係る標準家屋設定に関する課題

比準による再建築費評点数の算出方法によつて、家屋の再建築費評点数を求める場合は、次によつて求めるものとする。
当該市町村に所在する家屋を、その実態に応じ、構造、程度、規模等の別に区分し、それぞれの区分ごとに標準とすべき家屋を標準家屋として定める。

(固定資産評価基準 第2章第2節三及び同章第3節三)

標準家屋は、当該自治体内に現存する家屋でなければならない

新增築家屋棟数の少ない小規模自治体では標準家屋の設定が困難

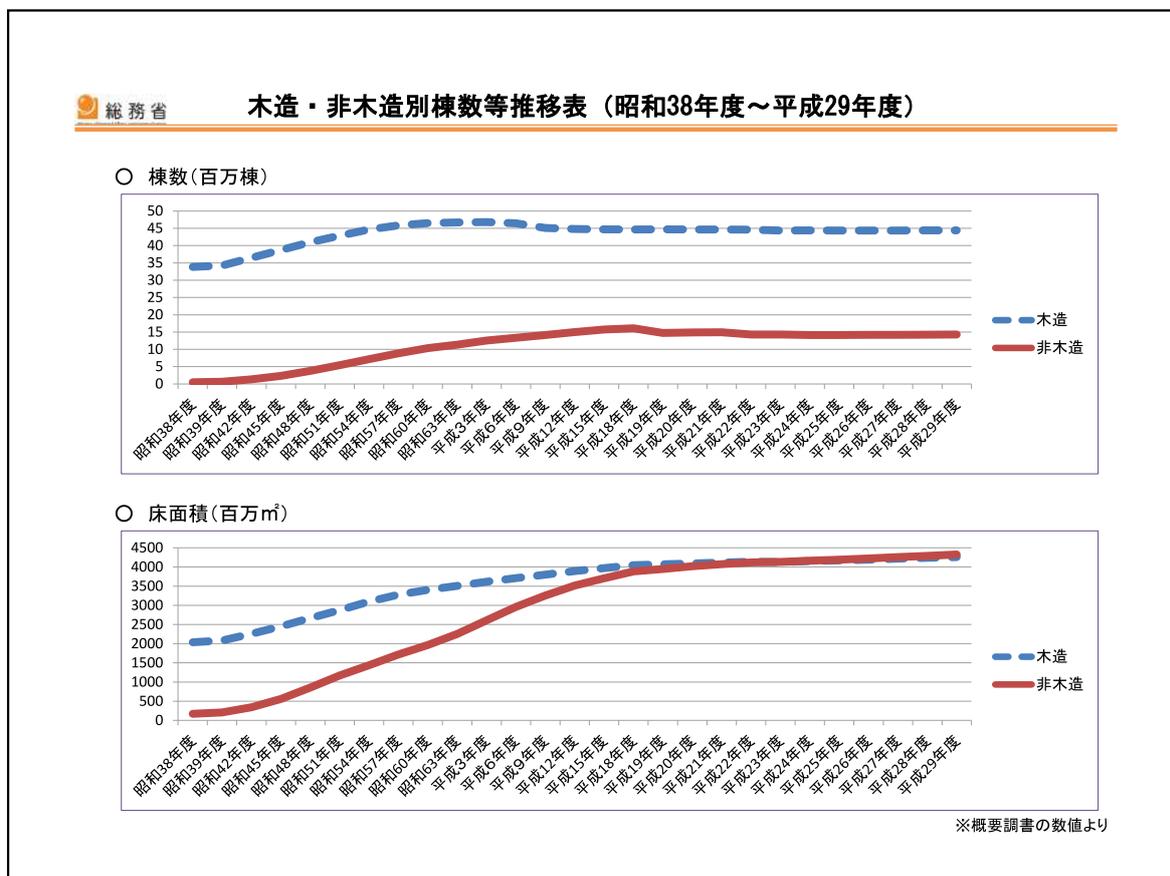
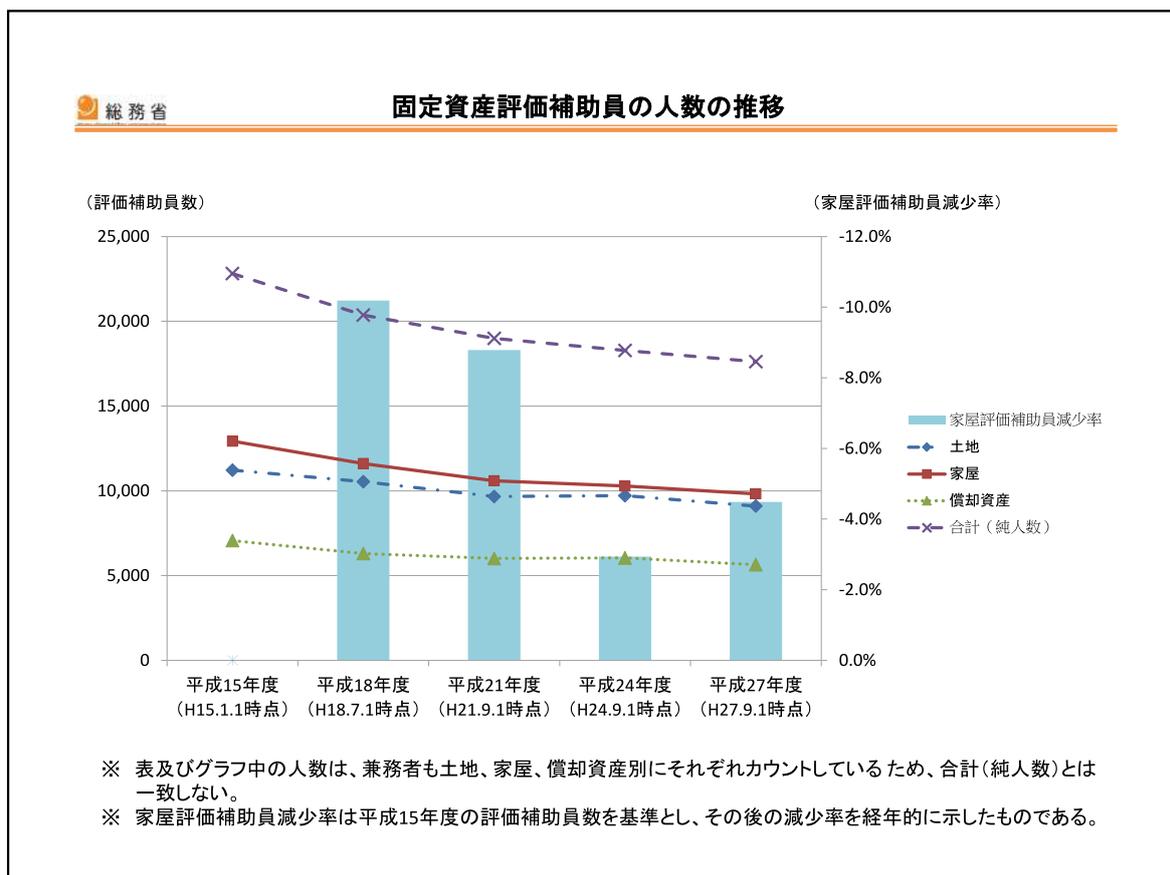
固定資産税と不動産取得税の違いに関する課題

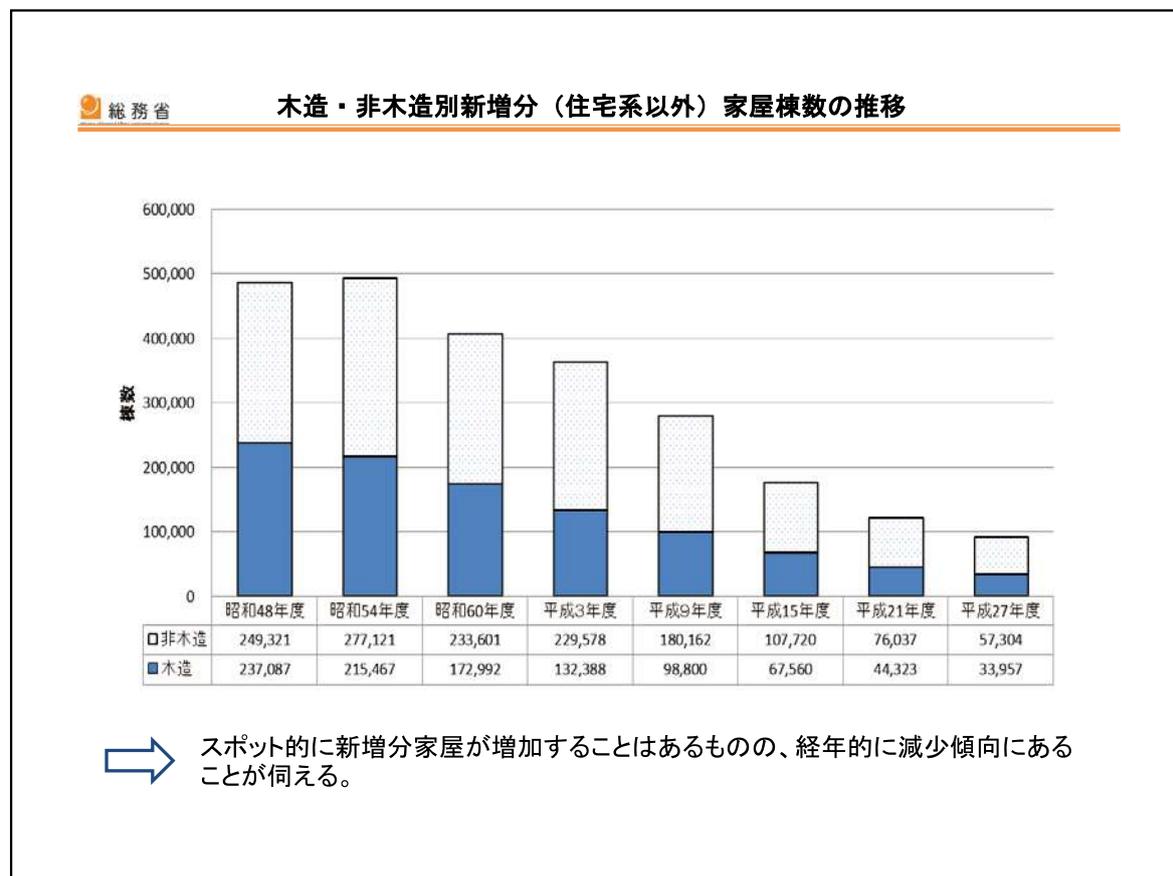
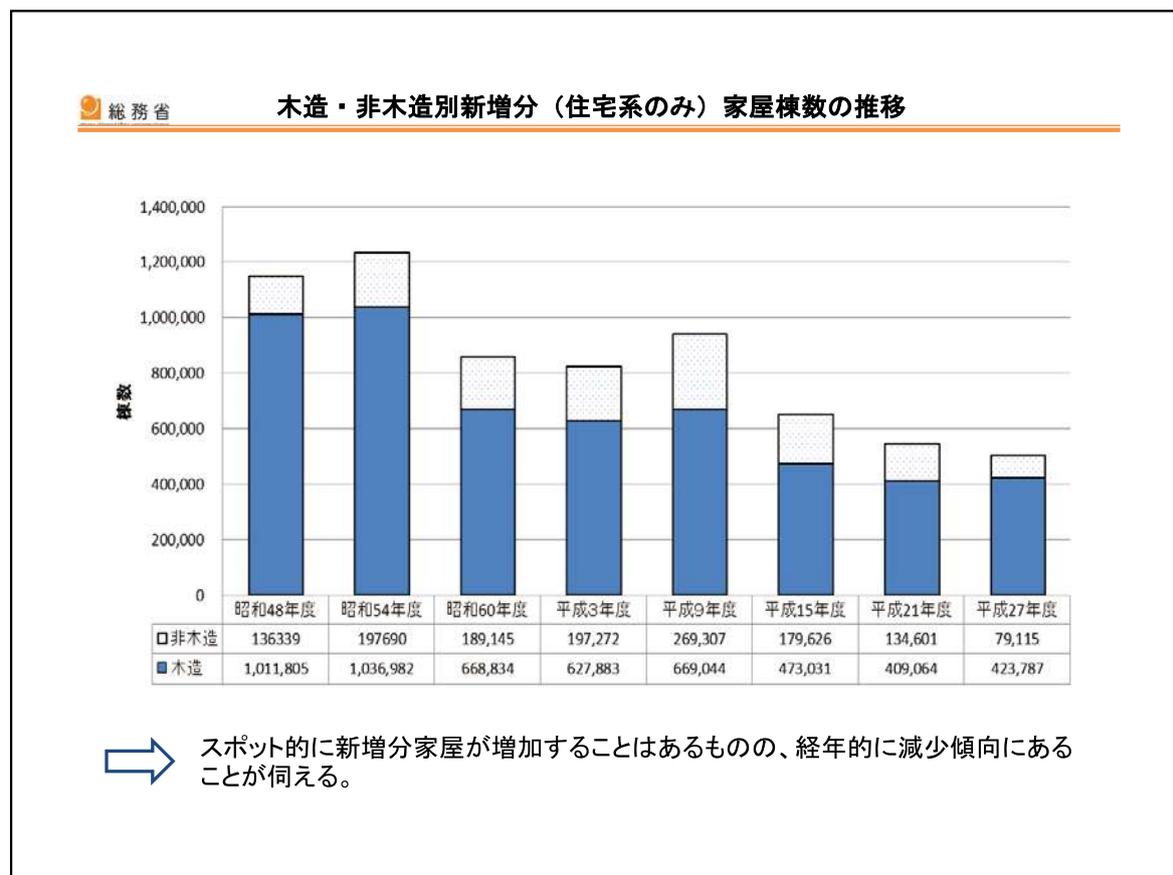
基準年度において評価基準が改正された場合は、不動産取得税における評価額と固定資産税における評価額とが異なるものであるが、これは不動産取得税は不動産の取得があった時において適用されている固定資産評価基準を用いて評価を行うのに対し、固定資産税の場合は、賦課期日主義をとっており、基準年度の賦課期日において適用される固定資産評価基準を用いて評価を行うこととされていることによるものであって、両税の制度上やむを得ないものである。

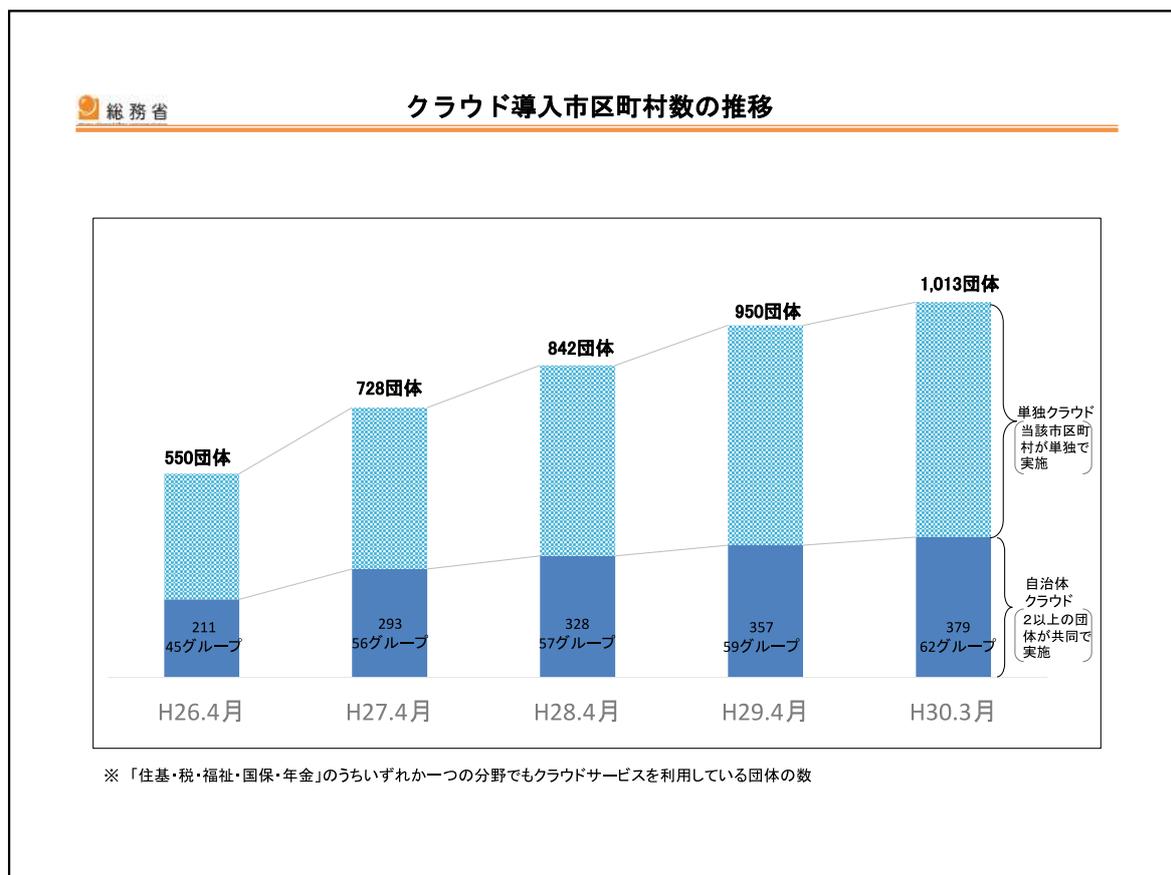
(固定資産税実務提要第1巻 2012頁)

課税要件確定日の違いにより、基準年度において適用される固定資産評価基準が異なる

基準年度における家屋評価計算が二度手間となる







総務省 **東日本大震災被災地における職員（評価事務）の派遣要望状況**

(単位:人)

	平成26年度に 向けての要望	平成27年度に 向けての要望	平成28年度に 向けての要望	平成29年度に 向けての要望	平成30年度に 向けての要望
岩手県	11	13	14	10	19
宮城県	54	49	38	37	25
福島県	4	6	4	2	5
三県合計	69	68	56	49	49

総務省			広域連携の仕組みと運用について		
共同処理制度	制度の概要	運用状況(H28.7.1現在)			
法人の設立を要しない簡便な仕組み	連携協約	地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度。	○締結件数: 175件 ○連携中枢都市圏の形成に係る連携協約: 128件(73.1%)、その他: 47件(26.9%)		
	協議会	地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。	○設置件数: 202件 ○主な事務: 消防41件(20.3%)、広域行政計画等28件(13.9%)、救急23件(11.4%)		
	機関等の共同設置	地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。	○設置件数: 444件 ○主な事務: 介護区分認定審査129件(29.1%)、公平委員会117件(26.4%)、障害区分認定審査106件(23.9%)		
	事務の委託	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。	○委託件数: 6,443件 ○主な事務: 住民票の写し等の交付1,417件(22.0%)、公平委員会1,141件(17.7%)、競艇854件(13.3%)		
	事務の代替執行	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度。	○代替執行件数: 2件 ○上水道に関する事務: 1件、公害防止に関する事務: 1件		
別法の設立を要する仕組み	一部事務組合	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。	○設置件数: 1,493件 ○主な事務: ごみ処理406件(27.2%)、屎尿処理337件(22.6%)、救急271件(18.2%)、消防270件(18.1%)		
	広域連合	地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。	○設置件数: 116件 ○主な事務: 後期高齢者医療51件(44.0%)、介護区分認定審査45件(38.8%)、障害区分認定審査32件(27.6%)		

(注1) 法人の設立については、特別地方公共団体の新設に係るものであり、総務大臣又は都道府県知事の許可を要するものとされている。
(注2) 地方開発事業団、役場事務組合及び全部事務組合については、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)により廃止。なお、同改正法の施行時(平成23年8月1日)に現に設けられている地方開発事業団(青森県新産業都市建設事業団)については、なお従前の例によることとされている。
(注3) 協議会、機関等の共同設置、一部事務組合、広域連合の事務件数については、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数を計上しているため設置件数と一致しない場合がある。

総務省

連携協約の制度概要

① 根拠法令
地方自治法第252条の2

② 制度の概要
 連携協約は、普通地方公共団体が、他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める制度である。
 連携協約を締結した普通地方公共団体は、当該連携協約に基づいて、分担すべき役割を果たすため必要な措置を執るようしなければならない。連携協約に基づき、事務の委託等により事務の共同処理を行う場合は、それぞれの事務の共同処理制度の規定に基づき規約を定める必要がある。
 連携協約に係る紛争がある場合は、自治紛争処理委員による処理方策の提示を求め、提示を受けることができる。

③ 制度活用実績 (平成28年7月1日現在)
 締結件数 175件
 うち、連携中枢都市圏の形成に係る連携協約 128件(73.1%)、その他 47件(26.9%)

協議会の制度概要

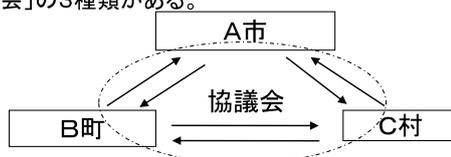
① 根拠法令

地方自治法第252条の2の2～第252条の6

② 制度の概要

協議会は、普通地方公共団体の協議により定められる規約で設置される組織であるが、法人格を有せず、協議会固有の財産又は職員を有さない。

協議会には、①事務を共同して管理執行するための「管理執行協議会」、②関係普通地方公共団体間の連絡調整のための「連絡調整協議会」、③広域にわたる総合的な計画を共同で作成するための「計画作成協議会」の3種類がある。



※ 地方自治法第252条の6の2に予告脱退についての規定がある。

③ 財源

協議会の経費は、関係普通地方公共団体が負担・支弁し、その方法は規約で定める。

④ 制度活用実績

(平成28年7月1日現在)

設置件数 202件

主な事務 消防41件(20.3%)、広域行政計画等28件(13.9%)、救急23件(11.4%)

筑後地域消防通信指令事務協議会(福岡県)、他 帯広圏地方拠点都市地域協議会(北海道)、他 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会、他

※ 協議会の事務件数については、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数を計上しているため設置件数と一致しない場合がある。

機関等の共同設置の制度概要

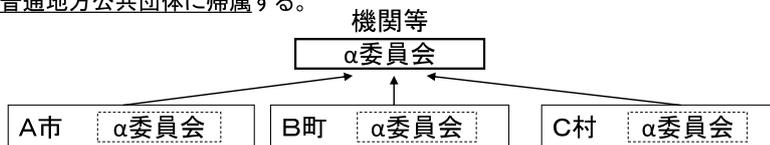
① 根拠法令

地方自治法第257条の7～第257条の13

② 制度の概要

機関等の共同設置は、普通地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を普通地方公共団体の協議により定められる規約で、共同して設置するものである。

共同設置された機関等は、各地方公共団体の共通の機関等としての性格を有し、共同設置した機関等による管理・執行の効果は、関係普通地方公共団体が自ら行ったことと同様に、それぞれの普通地方公共団体に帰属する。



※ 地方自治法第257条の7の2に予告脱退についての規定がある。

③ 財源

機関等の共同設置に要する経費は、関係普通地方公共団体が負担し、「規約で定める普通地方公共団体」の歳入歳出予算に計上して支出する。

④ 制度活用実績

(平成28年7月1日現在)

設置件数 444件

主な事務 介護区分認定審査129件(29.1%)、公平委員会117件(26.4%)、障害区分認定審査106件(23.9%)

北上地区介護認定審査会(岩手県)、他 特別区人事委員会(東京都)、他 長岡市・出雲崎町障害者自立支援審査会、他

※ 機関等の共同設置の事務件数は、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数を計上しているため設置件数と一致しない場合がある。

事務の委託の制度概要

① 根拠法令

地方自治法第252条の14～第252条の16

② 制度の概要

事務の委託は、普通地方公共団体の事務の一部の管理執行を、他の普通地方公共団体に委ねる制度である。

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を委託する。

事務を受託した普通地方公共団体が当該事務を処理することにより、委託した普通地方公共団体が、自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる。当該事務についての法令上の責任は、受託した普通地方公共団体に帰属することになり、委託した普通地方公共団体は、委託の範囲内において、委託した事務を管理執行する権限を失うことになる。



※ 住民基本台帳の作成に関する事務や戸籍に関する事務のように、法律により市町村のみが処理できるものとされているような事務を都道府県に委託することはふさわしくない。
市町村のみが設置義務を負っている小中学校に関する事務を都道府県に委託することは可能である。

③ 財源

委託事務に要する経費は、すべて委託をした普通地方公共団体は受託をした普通地方公共団体に対する委託費として予算に計上し、受託した普通地方公共団体は委託事務に要する経費を予算に計上して執行する。

④ 制度活用実績

(平成28年7月1日現在)

委託件数 6,443件

主な事務 住民票の写し等の交付1,417件(22.0%)、公平委員会1,141件(17.7%)、競艇854件(13.3%)

事務の代替執行の制度概要

① 根拠法令

地方自治法第252条の16の2～第252条の16の4

② 制度の概要

事務の代替執行は、普通地方公共団体の事務の一部の管理執行を、当該普通地方公共団体の名において、他の普通地方公共団体に行わせる制度である。

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を代替執行させる。

普通地方公共団体が他の普通地方公共団体に当該事務を代替執行させることにより、事務を任せた普通地方公共団体が、自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる。当該事務についての法令上の責任は事務を任せた普通地方公共団体に帰属したままであり、当該事務を管理執行する権限の移動も伴わない。



③ 財源

代替執行事務に要する経費は、すべて、事務を任せた普通地方公共団体が事務の代替執行をする普通地方公共団体に対する負担金として予算に計上し、負担すべきその経費の支弁の方法は規約の中で定める。

④ 制度活用実績

(平成28年7月1日現在)

代替執行件数 2件

上水道に関する事務 1件(宗像地区事務組合⇒北九州市)、公害防止に関する事務 1件(大崎上島町⇒広島県)

一部事務組合の制度概要

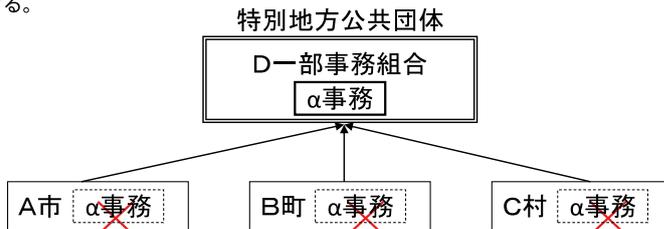
① 根拠法令

地方自治法第284条～第291条

② 制度の概要

一部事務組合は、地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために、構成団体の議会の議決を経て、協議により規約を定め、都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体である。(地方公営企業の事務を共同処理するものを「企業団」という。)

一部事務組合が成立すると、共同処理するとされた事務は、構成団体の権能から除外され、一部事務組合に引き継がれる。組合内の構成団体につき、その執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は消滅する。



※ 地方自治法第286条の2に予告脱退についての規定がある。

③ 財源

①負担金 ②手数料 ③その他(地方債など) ※税による収入はなし。交付税は、構成団体に対して交付。

④ 設置数 ※H28. 7. 1現在

1,493件(構成団体:延べ9,777団体)
主な事務:ごみ処理406件(27.2%)、し尿処理337件(22.6%)
救急271件(18.2%)、消防270件(18.1%)

※ 一部事務組合の事務件数については、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数を計上しているため設置件数と一致しない場合がある。

広域連合の制度概要

① 根拠法令

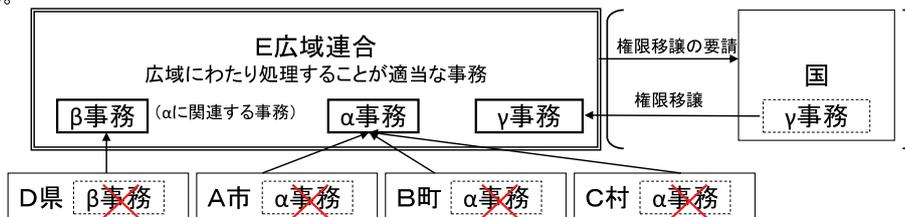
地方自治法第284条、第285条の2、
第291条の2～第291の13

② 制度の概要

広域連合は、地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、及び事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために、構成団体の議会の議決を経て、協議により規約を定め、都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体である。

一部事務組合と比較し、国、都道府県から直接に権限等の移譲を受けることができることや、直接請求が認められているなどの違いがある。

広域連合が成立すると、共同処理するとされた事務は、構成団体の権能から除外され、広域連合に引き継がれる。広域連合内の構成団体につき、その執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は消滅する。



③ 財源

①負担金 ②手数料 ③その他(地方債など) ※税による収入はなし。交付税は、構成団体に対して交付。

④ 設置数 ※H28. 7. 1現在

116件(構成団体:延べ2,359団体)
主な事務:後期高齢者医療51件(44.0%)、介護区分認定
審査45件(38.8%)、障害区分認定審査32件
(27.6%)

※ 広域連合の事務件数は、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数を計上しているため設置件数と一致しない場合がある。

一部事務組合と広域連合の主な相違点

区分	一部事務組合	広域連合
団体の性格	・特別地方公共団体	・同左
構成団体	・都道府県、市町村及び特別区 ・複合的一部事務組合は、市町村及び特別区のみ	・都道府県、市町村及び特別区
設置の目的等	・構成団体又はその執行機関の事務の一部の共同処理	・地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、広域計画実施のために必要な連絡調整を図り、事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために設置。
処理する事務	・構成団体に共通する事務 ・複合的一部事務組合の場合は、全市町村に共通する事務である必要はない。	・広域にわたり処理することが適当である事務 ・構成団体間で同一の事務でなくてもかまわない。
国等からの事務移譲等	-	・国又は都道府県は、その行政機関の長(都道府県についてはその執行機関)の権限に属する事務のうち広域連合の事務に関連するものを、当該広域連合が処理することとすることができる。 ・都道府県の加入する広域連合は国の行政機関の長に(その他の広域連合は都道府県に)、当該広域連合の事務に密接に関連する国の行政機関の長の権限に属する事務の一部(その他の広域連合の場合は都道府県の事務の一部)を当該広域連合が処理することとできるよう要請することができる。
構成団体との関係等	-	・構成団体に規約を変更するよう要請することができる。 ・広域計画を策定し、その実施について構成団体に対して勧告が可能。 ・広域連合は、国の地方行政機関、都道府県知事、地域の公共的団体等の代表から構成される協議会を設置できる。
設置の手續	・関係地方公共団体が、その議会の議決を経た協議により規約を定め、都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事の許可を得て設ける。	・同左(ただし、総務大臣は、広域連合の許可を行おうとするときは、国の関係行政機関の長に協議)
直接請求	・法律に特段の規定はない。	・普通地方公共団体に認められている直接請求と同様の制度を設けるほか、広域連合の区域内に住所を有する者は、広域連合に対し規約の変更について構成団体に要請するよう求めることができる。
組織	・議会—管理者(執行機関) ・複合的一部事務組合にあつては、管理者に代えて理事会の設置が可能 ・公平委員会、監査委員は必置	・議会—長又は理事会(執行機関) ・公平委員会、監査委員、選挙管理委員会は必置
議員等の選挙方法等	・議会の議員及び管理者は、規約の定めるところにより、選挙され又は選任される。	・議会の議員及び長は、直接公選又は間接選挙による。

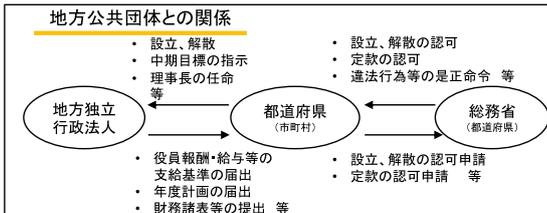
地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)の概要

<p>目的</p> <p>公共上の見地から地域において確実に実施される必要がある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施を確保できない事務・事業を地方独立行政法人に担わせることにより、住民の生活の安定、地域社会及び地域経済の発展に資すること。</p>	
<p>制度の基本理念</p> <p>目標による業績管理 : 中期目標・中期計画・年度計画に基づき、計画的に業務を運営</p> <p>適正な業務実績の評価 : 中期目標に基づいて評価委員会が法人の業務実績を定期的に評価し、必要に応じて法人に勧告することにより、PDCAサイクルを確立</p> <p>業績主義の人事管理 : 法人の業務実績、職員の業績を反映した職員の給与の仕組み等を確立</p> <p>財務運営の弾力化等 : 原則として企業会計原則による業務運営、使途制限のない運営費交付金の財源措置</p> <p>積極的な情報公開 : 中期目標、業務実績、評価結果、財務諸表等を積極的に公開</p>	<p>業務の特性を踏まえた法人の分類</p> <p>地方独立行政法人 : 試験研究、社会福祉事業、公共施設の設置・管理を行う法人</p> <p>公立大学法人 : 大学等の設置・管理を行う法人 学長の任命等に関する特例が設けられている</p> <p>公営企業型 地方独立行政法人 : 地方公営企業に相当する事業を行う法人 財務運営に関する特例が設けられている</p>

対象業務

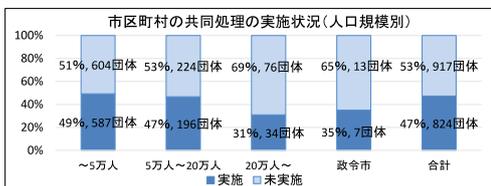
- 試験研究 (11法人)
- 公立大学の設置・管理 (75法人)
- 公営企業相当事業 (55法人)
- 社会福祉事業 (1法人)
- 公共的施設の設置・管理 (なし)

※カッコ内は平成30年4月1日現在の法人数(計142法人)
※公務員型・非公務員型の2つの類型が存在(公務員型は5法人)



地方税における徴収事務の共同処理①

- 徴収事務の共同処理は、特に中小の市町村において、徴収率の向上や税務職員のスキルアップに効果的な手法の一つとして活用されている。
- 徴収事務の効率化や税務職員のスキルアップに効果的との意見がある一方で、各地方団体の行革による人員削減により、職員の人員確保が難しいといった意見がある。



事例① 京都地方税機構

設立年月日 平成21年8月設立(平成22年1月より開始)
 構成団体 京都府及び府内25市町村で構成
 組織 事務局2カ所及び地方事務所等10カ所
 職員223名(府(134名)及び市町村(89名)からの派遣)
 移管案件 原則全ての案件
 取組実績(H28) 機構への移管総額 191億3,700万円
 機構による収納額 98億700万円

事例② 静岡地方税滞納整理機構

設立年月日 平成20年1月設立(平成20年4月より開始)
 構成団体 静岡県及び県内全35市町で構成
 組織 職員17名(県(3名)及び市町村(14名)からの派遣)
 顧問4名(弁護士、国税OB、警察OB、銀行員)
 移管案件 特に徴収が困難な案件
 取組実績(H28) 機構への移管総額 20億820万円
 機構による収納額 7億4,614万円

<京都地方税機構の構成団体の徴収率(滞納繰越分)の平均>

H21(開始前)	H26	H27	H28
23.8%	34.3%	35.7%	37.4%

<静岡地方税滞納整理機構の構成団体の徴収率(滞納繰越分)の平均>

H19(開始前)	H26	H27	H28
18.5%	24.9%	26.2%	27.9%

地方税における徴収事務の共同処理②

徴収事務を共同処理する組織数 45 (一部事務組合22、広域連合6、任意組織(※1)17) 平成29年7月現在

構成	市町村のみで構成	道府県と市町村で構成		
	徴収業務(滞納整理の実施、職員に対する研修など)			課税に関する業務(申告の受付など)
業務	個人住民税(個人道府県民税を含む)、固定資産税など市町村税(※2)	道府県税		
類型	25組織(広域連合3、一部事務組合22) ○ 個人住民税を中心として市町村税の滞納案件を移管し、滞納処分まで移管先の組織において実施。 茨城租税債権管理機構 愛媛地方税滞納整理機構 など	18組織(広域連合1、任意組織17) ○ 市町村税の滞納案件のみ移管する組織と道府県税まで移管する組織がある。 ○ 任意組織では、 ・ 県・市職員を相互併任し、 ・ 滞納処分まで行う場合には、移管元の長の名において実施。 ※任意組織で滞納処分まで行う組織(16) 大阪府域地方税徴収機構 など	2組織(広域連合2) ○ 徴収業務のほか、課税業務の一部(※3)、電算システムの整備。 京都地方税機構(法人関係税申告書等受付・税額算定、自動車関係税申告書等データ化) 静岡地方税滞納整理機構(軽自動車税の申告書の受付)	

※1 「任意組織」とは、広域連合・一部事務組合以外で、組織名を掲げ、各地方団体の職員間で併任等を発令して共同で滞納整理に取り組む組織をいう。
 ※2 国民健康保険法の規定に基づく国民健康保険料等に係る滞納事案について、共同徴収の対象としている組織もある。
 ※3 地方税法及び関係法令に基づき算定された税額であるかどうかを点検、確認するものであり、税額の決定は課税主体である地方団体が実施。

都道府県及び市町村間の家屋評価の役割分担内容

	団体数	団体割合
① 木造家屋は市町村、非木造は県にて評価	2団体	4%
② 非木造のうち、一定の基準を超えるものを県が評価し、他の家屋を市町村で評価	14団体	30%
③ 各市町村の状況に合わせて、床面積の割合等を変更している	12団体	26%
④ 都道府県と市町村で協議の上、評価する家屋を決定する	8団体	17%
⑤ 各県税事務所毎に管内市町村との間で分担基準を定める(基準を制定)	11団体	23%

※平成27年度調べ

I. 固定資産税を取り巻く厳しい現状

地方都市の現状

1. 固定資産税の税収・・・横ばい
2. 生産緑地制度の改正の影響
⇒生産緑地が増えれば税収減
3. 利便性の高い工業用地の減少
⇒設備投資の伸び悩み
4. 人口減少・高齢化割合の増加
⇒新築家屋、商業施設の減少

静岡市の固定資産税の状況

固定資産税

決算(収入)額は、宅地価格の低下、家屋の新築、設備投資の増などの変動要因があるものの、**横ばい傾向**にある。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
決算額(百万円)	52,631	53,243	52,577	52,978	53,381
対前年増減額(百万円)	353	612	▲666	401	403
対前年増減率(%)	0.7	1.2	▲1.3	0.7	0.8
宅地平均価格(円/㎡)	61,448	60,830	60,641	60,060	59,678
家屋新増築棟数(棟)	3,672	3,897	3,851	3,617	3,593
償却資産決定価格(百万円)	614,866	621,963	622,241	610,316	613,119

静岡市の都市計画税の状況

都市計画税

決算(収入)額は、固定資産税と同様の理由により、**横ばい傾向**にある。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
決算額(百万円)	10,530	10,614	10,523	10,570	10,639
対前年増減額(百万円)	27	84	▲91	47	69
対前年増減率(%)	0.3	0.8	▲0.9	0.4	0.7

静岡市の固定資産税の税収の状況

【他の政令指定都市と比較した静岡市の市税の特徴】

- ・市税全体に占める固定資産税の割合が高い。
そのうち**土地**に係る固定資産税の割合が高い。
- ・**市域が広い**ため、市街地と中山間地を比較した場合、税負担の**地域差**がみられる。

4

静岡市：市街化区域内の人口

	人口	割合(%)
A 都市計画区域	687,591	
a 市街化区域	639,000	
1 工業区域	121,390	17.2
2 商業区域	83,712	11.9
3 住居区域	433,861	61.5
b 市街化調整区域	47,829	6.8
c 非線引きの区域	762	0.1
1 工業区域	-	
2 商業区域	-	
3 住居区域	-	
B 都市計画区域以外の区域	17,398	2.5
総数(都市計画の地域区分)	704,989	100.0

90%

平成27年国勢調査就業状態等基本集計(総務省統計局)

5

静岡市：税負担の地域差

工業用地の
追加約32ha

静岡市の面積
1,411.90km²

市街化区域の割合
全市域の7.4%

市町名	地区名	市街化区域面積 (ha)			
		現行	追加	除外	計
静岡市		約 10,402.9	—	—	約 10,402.9
	①新興津	—	約 5.64	—	約 5.64
	②中島	—	約 26.6	—	約 26.6
	③馬走	—	—	約 0.86	△ 約 0.86
	④由比今宿	—	—	約 0.01	△ 約 0.01
合計		約 10,402.9	約 32.24	約 0.87	約 10,434.3

<http://www.city.shizuoka.jp/000719933.pdf>

6

生産緑地制度の改正と影響

都道府県別の生産緑地地区面積

地域	面積 (ha)	都道府県	面積 (ha)
関東	7,589.00	茨城県	89.3
		埼玉県	1,764.80
		千葉県	1,147.30
		東京都	3,223.70
		神奈川県	1,360.70
		長野県	3.2
北陸	0.1	石川県	0.1
中部	1,551.70	静岡県	238
		愛知県	1,126.00
		三重県	187.7
近畿	4,042.60	京都府	820.4
		大阪府	2,029.50
		兵庫県	518.7
		奈良県	598.8
		和歌山県	75.2
		九州	4.2
		宮崎県	2.1
全国	13,187.60		

7

生産緑地制度の改正の影響

①面積緩和にかかる用途変更予測

H19～H29までに、生産緑地の解除が261件（道路等の公共利用を除く）。

うち、500㎡～600㎡を残して部分解除が16件。

仮に16件全てが、面積要件300㎡以上であれば、残面積を減らすとすると、想定3,200㎡（16件×200㎡）の農地が11年間に減り、**宅地等に利用**されていたことに。

面積緩和により、**農地を維持**しようとする人が、どの程度増加するかは予測不可能。

8

②固定資産税の影響

市街化区域農地のうち300㎡以上500㎡未満の農地全てが生産緑地地区の指定を受けたと仮定。

- ・固定資産税収入が最大**1億4千万円/年減収**。
- ・現状の生産緑地指定率67%と同等の指定であれば、約9千万円の減収。

税収比較

地目	市街化区域農地(①)【実際】			生産緑地(②)【試算】			差(②-①)	
	課税面積(㎡)	固定資産税 税相当額(円)	都市計画税 税相当額(円)	固定課税標準額(円)	固定資産税 税相当額(円)	都市計画税 税相当額(円)	固定資産税 税相当額(円)	都市計画税 税相当額(円)
田	112,824	18,450,951	7,907,471	13,550,162	189,702	40,650	-18,261,249	-7,866,821
畑	637,579	82,163,152	35,212,320	60,888,762	852,443	182,666	-81,310,709	-35,029,654
計	750,403	100,614,103	43,119,791	74,438,924	1,042,145	223,317	-99,571,958	-42,896,474
							-142,468,432	

9

人口減少・高齢化の影響

市街化区域における人口密度は、おおむね **60.1人/ha** (平成22年)から**52.3人/ha** (平成42年)になるものと推計。

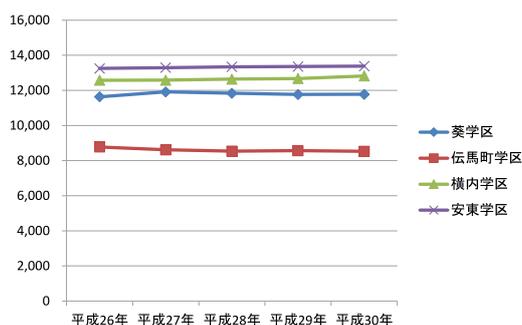
高齢化率は **25%** (平成22年)から **33%** (平成42年)になる見込み。

地域の人口に対する高齢者の割合が非常に高い地域が多く発生するものと想定。

<http://www.city.shizuoka.jp/000719816.pdf>

10

静岡駅周辺 人口推移 平成26年～平成30年



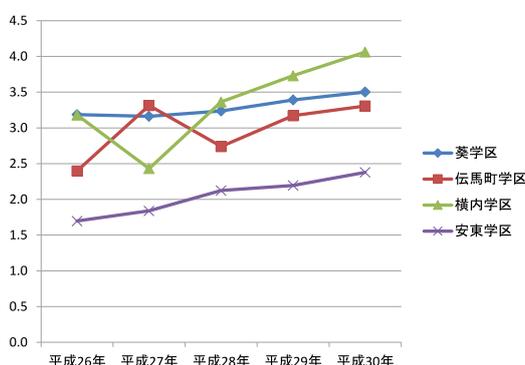
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
葵学区	11,637	11,916	11,835	11,769	11,780
伝馬町学区	8,778	8,615	8,540	8,568	8,534
横内学区	12,578	12,583	12,642	12,676	12,822
安東学区	13,251	13,293	13,344	13,360	13,381



静岡駅周辺では地価が上昇している地域もあるが、駅に近い学区でも人口が減少している。

11

静岡市 90歳以上（女性）が地域の女性数に占める割合の推移
平成26年～平成30年



	圏域名	人口 (人)	高齢者数 (人)
①	城西	19,890	6,377
②	安西番町	18,719	6,143
③	城東	23,474	6,482
④	伝馬町横内	21,526	6,391

※ 一部圏域境界の変更あり（城西圏域の旧青葉の一部 → 城東。大里中島圏域の南安倍三丁目・寿町 → 城西。北安東一丁目、二丁目 → 城北）

90歳以上（女性）が地域の女性数に占める割合(%)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
葵学区	3.2	3.2	3.2	3.4	3.5
伝馬町学区	2.4	3.3	2.7	3.2	3.3
横内学区	3.2	2.4	3.4	3.7	4.1
安東学区	1.7	1.8	2.1	2.2	2.4

12

空き家率の増加：全政令指定都市ベース

表 1 政令指定都市別の住宅総数、空き家総数及び空き家率（H25）

自治体名	住宅総数(戸)	空き家総数(戸)	空き家率	順位
大阪市	1,634,100	280,700	17.18%	1
岡山市	351,800	55,300	15.73%	2
北九州市	496,600	71,200	14.34%	3
広島市	591,100	83,400	14.11%	4
札幌市	1,009,600	142,200	14.08%	5
熊本市	357,500	50,300	14.07%	6
京都市	814,400	114,300	14.03%	7
浜松市	353,600	49,200	13.91%	8
静岡市	319,200	43,480	13.62%	9
堺市	406,300	53,800	13.24%	10
名古屋市	1,274,500	167,700	13.16%	11
神戸市	828,300	108,100	13.05%	12
福岡市	854,000	104,500	12.24%	13
新潟市	366,400	44,000	12.01%	14
千葉市	457,200	52,700	11.53%	15
相模原市	337,600	35,900	10.63%	16
川崎市	753,700	78,500	10.42%	17
横浜市	1,764,900	178,100	10.09%	18
仙台市	562,000	56,000	9.96%	19
さいたま市	569,600	56,300	9.88%	20
政令指定都市(平均)	705,110	91,284	12.86%	—
全国	60,628,600	8,195,600	13.50%	—

出典：住宅・土地統計調査／総務省統計局

<http://www.city.shizuoka.jp/000775882.pdf>

13

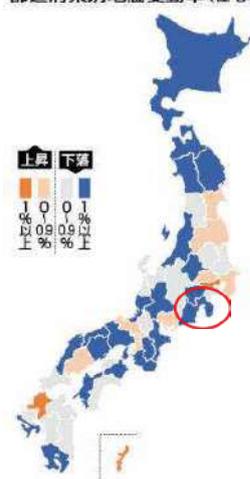
平成30年 公示地価・基準地価

平成30年地価公示

平均変動率の市町順位(全用途)

*市町名右の()内は継続地点数

都道府県別地価変動率(住宅地)



https://www.jiji.com/jc/graphics?p=ve_eco_kensetsufudousan-chika-area

上位(全用途)		
順位	市町名(継続地点数)	平均変動率(%)
1	長泉町(7)	+1.0
2	浜松市(134)	+0.1
3	清水町(5)	+0.1
4	三島市(21)	+0.1
5	熱海市(5)	0.0

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-520a/30kouji.html>

平成30年基準地価

平均変動率の市町順位(全用途)

市町村名	平均変動率
長泉町	0.3%
三島市	0.3
御殿場市	0.1
函南町	▲0.1
浜松市	▲0.2

地方都市では
地価の上昇
ポイントは
極めて限定的

14

固定資産評価の課題と対策

課題

- 兼務職員の増加等の組織の問題
- 税務経験年数の短期化による評価技能の低下
- 市域が広い...非効率な実地調査

対策

- AI・ICTの活用による効率化
- オープンデータの活用

15

不動産情報のオープンデータ化—最新の動向—

1. 不動産総合データベース構築に向けた取組み (国土交通省)

- ・不動産に係る情報ストックシステム(名称:不動産総合データベース)の整備に向けて、横浜市、静岡市、大阪市、福岡市において試行運用。不動産総合データベースを自治体の保有情報を公開しているGISサイトとリンク。
- ・「全国版空き家・空き地バンク」を新しく策定
各地域の売出・貸出可能な空き家等の情報を、全国一括でインターネット上で検索できる仕組みを構築。
登録準備ができた自治体から順次掲載が進められ、平成30年8月6日時点で532の自治体が参画。

16

不動産情報のオープンデータ化—最新の動向—

2. 鑑定評価情報の公開(国土交通省)

- ・不動産の取引価格、地価公示・都道府県地価調査の価格を検索できるウェブサイト「土地総合情報システム」を運営。
- ・平成31年地価公示からは、地価公示における正常な価格の判定に当たり、不動産鑑定士に求めている鑑定評価の情報のうち、還元利回りや賃料等投資判断に有益な物件の収益性に関する情報等について公開するとともに、地図情報との重ね合わせによる価格分析などの二次活用がしやすいデータ形式で提供される予定。
- ・価格の情報のみならず、**評価のプロセスに重要なデータについても開示**を予定。

17

不動産情報のオープンデータ化—最新の動向—

3. 「3次元データ保管管理システム」(静岡県)

- 「3次元データ保管管理システム」を構築し、「Shizuoka Point Cloud DB」というウェブサイトを運営。
工事の際に使った3次元点群データをオープンデータとして公開。
- 3次元点群データをVR(仮想現実)や3次元シミュレーションと連動することも可能。

18

Ⅱ. 評価事務—圏域マネジメントの必要性

事務の共同処理

(A)地方自治法に基づくもの

- 法人格有り
「一部事務組合」「広域連合」「全部事務組合」「役場事務組合」
- 法人格なし
「事務の委託」「機関等の共同設置」「協議会」

(B)地方自治法に基づかないもの

- 職員の相互併任や協定によって事務の共同化
- 民事上の契約行為等、団体間の任意の協力

⇒器は多いが使い勝手が良くない？

圏域マネジメントの必要性

自治体戦略2040構想研究会「自治体戦略2040構想研究会 第二次報告 ～人口減少化において満足度の高い人生と人間を尊重する社会をどう構築するか」(平成30年7月)。

消防の広域化

平成18年 消防組織法において消防力の充実強化

平成25年 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の改正

- 新たに消防広域化重点地域の枠組みを創設
広域化の気運が高い地域等に対し集中的に支援
- 推進期限について、平成30年4月1日に延長。

⇒長期的な国の財政的支援の必要性

20

消防の広域化

静岡県内の消防広域化状況
(平成28年4月1日以降)



・あまりに広域でも非効率？
・広域化の形態によっては、かえって非効率？

<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/shobo/osirase/kouikika.html>



中部地域	静岡市	静岡市/消防局	静岡市/消防局
	島田市	島田市/消防本部	
	川原町		
	牧之原市	牧之原市/消防本部	
	吉田町	吉田町/消防本部	
	焼津市	焼津市/消防本部	
	藤枝市	志太広域事務組合 志太消防本部	志太広域事務組合 志太消防本部

21

国保の広域化

- ・平成27年5月 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律
- ・平成30年度から、都道府県も国民健康保険の保険者（資格や保険料の賦課・徴収などの身近な窓口は、市町村）。

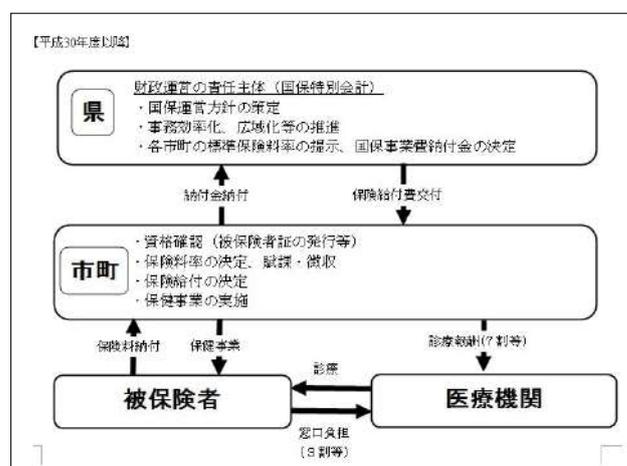
都道府県と市町村の役割分担

都道府県の主な役割	市町村の主な役割
<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政運営の責任主体 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国保事業費納付金を都道府県に納付
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格を管理（被保険者証等の発行）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村ごとの標準保険料（税）率を算定・公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標準保険料（税）率等を参考に、保険料（税）率を決定 ・ 保険料（税）の賦課・徴収
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険給付費等交付金の市町村への支払い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険給付の決定、支給

2

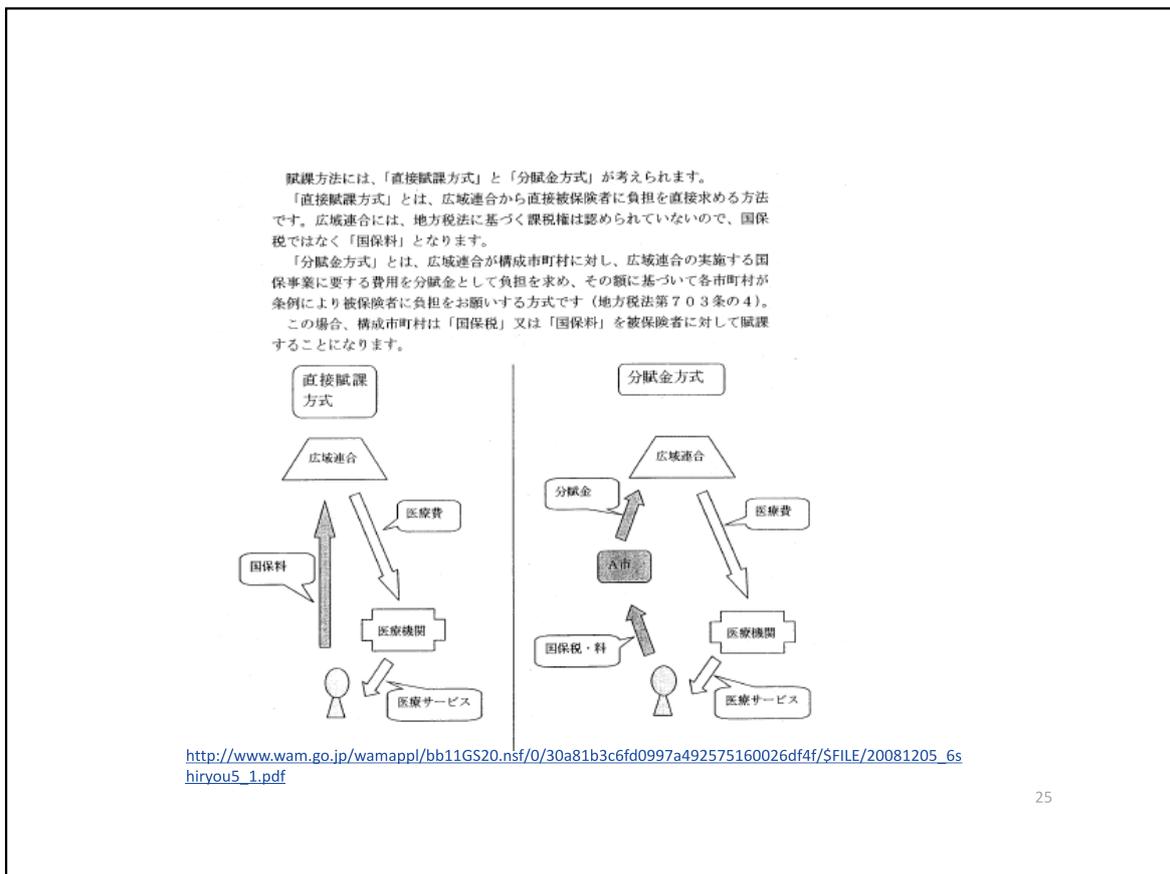
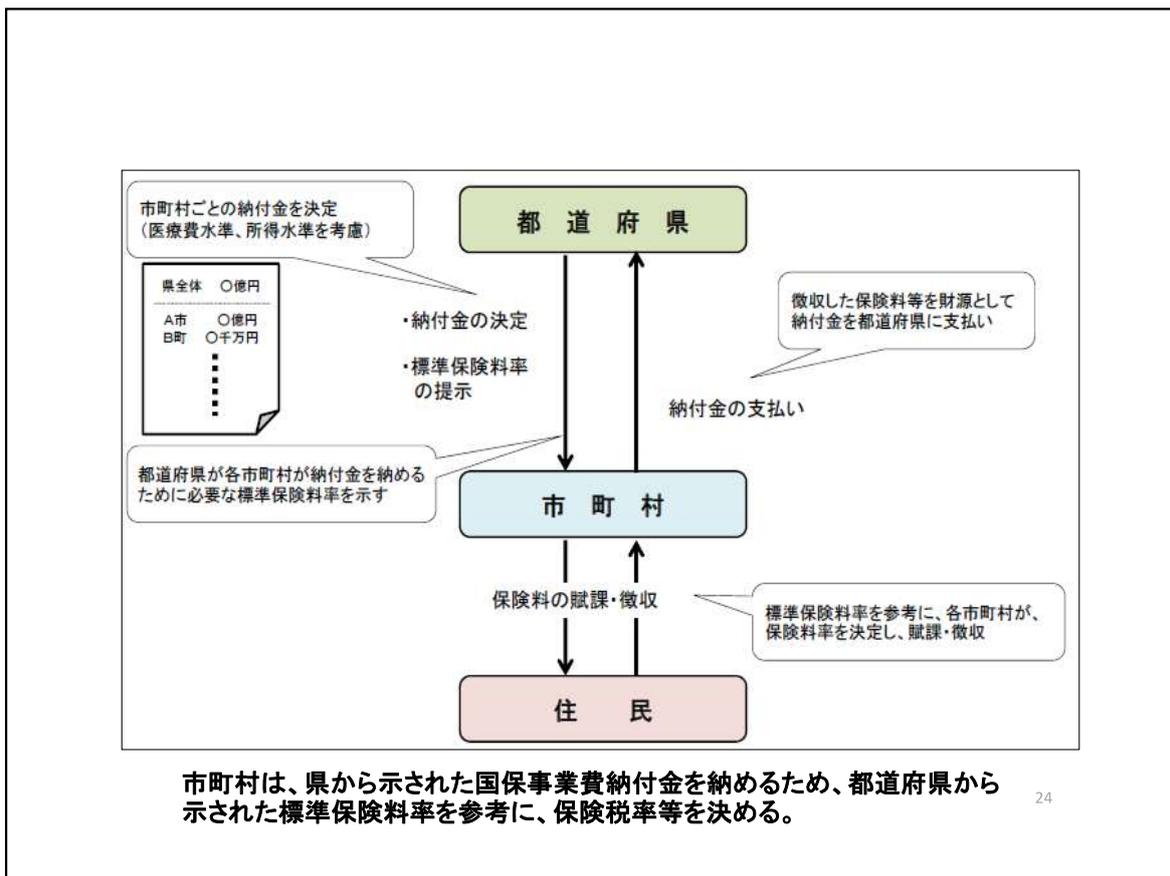
国民健康保険の制度改革 (国保運営への県の参画)

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の成立（平成27年5月27日）により、平成30年度から県が市町とともに国民健康保険の運営。保険料の賦課・徴収など住民に身近な業務は引き続き市町。



<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-440/kokuhoseidokaikaku.html>

23



共同徴収から共同課税事務処理(評価)へ

協調型 県や市町村が共同して徴収

県・市町村一体型

- ・静岡地方税滞納整理機構
- ・京都地方税機構・・・共同課税(評価)も視野？
- ・栃木県地方税滞納整理推進機構
- ・岡山県滞納整理推進機構

市町村共同型

- ・岡山県市町村税整理組合
- ・甲賀広域行政組合
- ・鳥取中部ふるさと広域連合

継続的に共同徴収を行い、将来的には共同課税も視野に入れているところは広域連合を採用する傾向。

自立型

時限的に組織化し、教育・指導を行いながら徴収

- ・和歌山地方税回収機構

参考：柏木恵「地方自治体の共同徴収の現状と今後の方向性」税 64(7)26-29頁(2009)。

26

評価事務の共同化・広域化の推進

評価事務の共同化・広域化が進まない理由

外在的要因

1. 自治体の連携の欠如
2. 国の(財政的)支援の欠如
3. 中心となる自治体の不在

内在的要因

1. 共同化すべき事務⇒既存家屋・償却資産の評価は画一的な事務処理が可能？
2. 地域の特徴が強い事務⇒(県のような)器が標準を示すことは可能か？
例)補正率、所要の補正

27

固定資産評価審査委員会などの広域化案

○固定資産評価審査委員会の広域化

課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する(地方税法423条)

井出多加子「固定資産税に関する審査申出制度の現状と改革の方向性」資産評価情報226号11頁(2018)

○固定資産評価員の広域化

市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する(地方税法404条第1項)

→市町村長が任命し、評価調書を作成。

28

固定資産(家屋)評価事務の共同処理

- 近年ハウスメーカーによる家屋が増加しており、同一家屋に対する同一評価の必要性。
- 共同処理により課税サンプルを増加させることで、評価、課税の均衡を保つことが可能。
- 事務処理方法の調整
(評価基準、評価方法など)
- 課税システムの調整
(システムの統合や新システム導入など)

29

行政機関等の共同設置

- ・行政機関等の共同設置(固定資産に特化した税務課の共同設置・地方自治法252条の7～252条の13)の活用。
- ・構成団体については、現地調査の実施等を勘案すると、広範囲での共同処理は逆に非効率。
- ・評価額の均衡を保つ必要がある**同一税務署管内の隣接する市町村**との共同処理が有効。

総務省「地方公共団体の事務の共同処理の改革に関する研究会報告書」(平成21年)
http://www.soumu.go.jp/main_content/000051523.pdf

埼玉県・市町村における事務処理体制強化等に関する検討会「市町村における事務処理体制の強化・効率化に向けて～事務の共同処理制度の活用、情報システムの最適化への取組～」(平成22年)

30

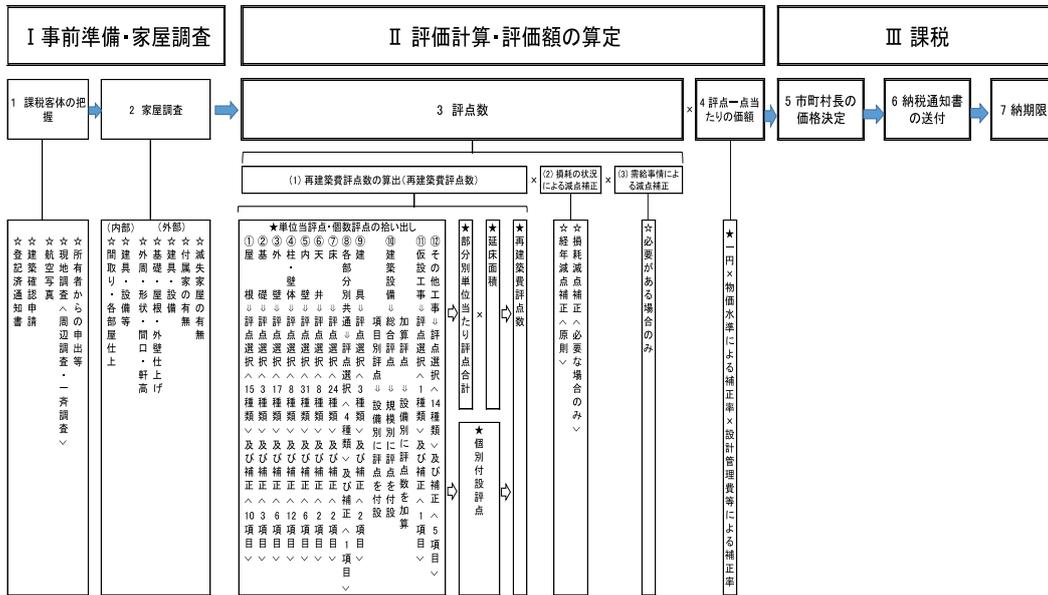
県単位の公的評価機関の創設案

- ・県・市町村の評価部門を統合し、法的権限を持たせた、固定資産評価専門機関。
- ・例えば、「〇〇県資産評価機構」等。
ただし、法的な根拠・整理が必要。

31

家屋評価・課税の概要フロー

《例:木造専用住宅・部分別評価・平成30年度基準》



航空写真撮影・課税事務処理の連携・共同化の個別事例

- | | | |
|--------|-------|--------|
| ○ 青森県 | 1市2町村 | 航空写真撮影 |
| ○ 宮城県 | 2市3町村 | 航空写真撮影 |
| ○ 埼玉県 | 18町村 | 課税システム |
| ○ 東京都 | 4市2町村 | 航空写真撮影 |
| ○ 東京都 | 6市 | 航空写真撮影 |
| ○ 神奈川県 | 14町村 | 課税システム |
| ○ 長野県 | 5町村 | 航空写真撮影 |
| ○ 静岡県 | 10市 | 航空写真撮影 |
| ○ 愛知県 | 3市1町村 | 航空写真撮影 |
| ○ 愛知県 | 3市 | 航空写真撮影 |
| ○ 滋賀県 | 2市3町村 | 航空写真撮影 |
| ○ 大阪府 | 2市1町村 | 航空写真撮影 |
| ○ 奈良県 | 2町村 | 航空写真撮影 |
| ○ 和歌山県 | 2市8町村 | 航空写真撮影 |
| ○ 岡山県 | 2市 | 航空写真撮影 |
| ○ 福岡県 | 3市1町村 | 航空写真撮影 |
| ○ 福岡県 | 3市1町村 | 航空写真撮影 |

注:関係会社等からの聞き取り結果